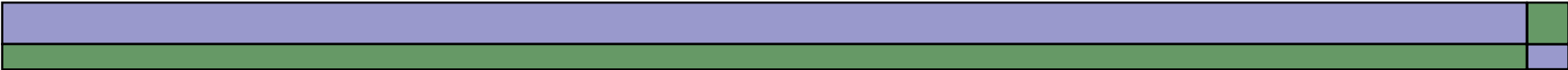


せんなん男女平等参画プラン

令和3年度
進捗状況調査報告書

泉南市人権推進課



目次

プランの体系	1
基本目標Ⅰ 男女平等参画で進める 活力ある社会づくり	4
基本目標Ⅱ 仕事と生活のバランスづくり	20
基本目標Ⅲ 誰もが自分らしく生きられる暮らしづくり	30
基本目標Ⅳ 男女平等参画の意識づくり	38
基本目標Ⅴ あらゆる暴力の根絶を基本とした 安心づくり	50
資料 泉南市男女平等参画推進条例	62

プランの体系

基本目標Ⅰ 男女平等参画で進める活力ある社会づくり

1. 政策・方針決定の場への女性の参画促進【女性活躍推進計画】

- (1) 行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進
- (2) 事業者や地域の各種団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大
- (3) 市政や教育に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大

2. 女性に魅力あるまちづくり

- (1) 女性のエンパワメント支援
- (2) 女性のネットワーク支援

3. 男女が協働で行う地域活動の促進

- (1) 地域活動における男女平等参画推進の基盤づくり
- (2) 地域活動が行われている場を活用した男女平等の推進
- (3) 防災・災害復興対策における男女平等参画の推進

基本目標Ⅱ 仕事と生活のバランスづくり

【女性活躍推進計画】

4. 就労の場における男女平等の促進

- (1) 就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進
- (2) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援
- (3) 農業や自営業に従事する女性への支援

5. ワーク・ライフ・バランスの実現のための支援

- (1) 仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成
- (2) 企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価
- (3) 多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充

6. 男性にとっての男女平等参画の推進

- (1) 男性の子育て・介護・看護・家事及び地域活動への参画の促進

基本目標Ⅲ 誰もが自分らしく生きられる暮らしづくり

7. さまざまな困難を抱える人々の生活の安定と自立への支援

- (1) 高齢者・障害者の生活の充実
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) 在住外国人女性とその子どもの生活の充実
- (4) 生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組

8. 相談機能の充実

- (1) 相談窓口の充実とネットワーク
- (2) 相談にあたる相談員に対する研修の充実

9. ライフステージに対応した健康づくりの支援

- (1) 生涯をととしての健康づくりの支援
- (2) 性と生殖に関する取組の充実

基本目標Ⅳ 男女平等参画の意識づくり

10. 男女平等参画の理解の推進

- (1) 男女平等参画の広報・啓発の推進
- (2) 事業所等に向けての広報・啓発の推進
- (3) 男女平等を推進する文化創造・表現活動の推進

11. 男女平等参画を推進するための教育の充実

- (1) 男女平等を推進する学校教育の充実
- (2) 幼稚園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進
- (3) 男女平等を推進する社会教育、学習の充実

12. 多様な選択を可能にする社会教育の推進

- (1) 女性の人材育成
- (2) 生涯学習に関する情報の提供
- (3) 社会教育に携わる人々への学習機会の提供

13. メディアにおける人権の尊重

- (1) 男女の人権を尊重した表現の推進
- (2) 情報教育の推進

基本目標Ⅴ あらゆる暴力の根絶を基本とした安心づくり 【DV 防止基本計画】

14. あらゆる暴力の根絶

- (1) 男女平等の推進を阻害する要因によるあらゆる暴力根絶の啓発
推進
- (2) 暴力被害者へのワンストップ支援
- (3) 児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援

15. DV防止計画の推進

- (1) DV被害の防止
- (2) 被害者に対する初期段階の支援の充実
- (3) 生活基盤を整えるための支援
- (4) 若年層へのDV防止教育及び相談



男女平等参画で進める 活力ある社会づくり

基本目標 I

基本目標Ⅰ 男女平等参画で進める活力ある社会づくり

主要施策1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

基本 目標	主要 施策	小分 類	施策の方向	具体的取組	3年度進捗実績	3年度 進捗度	3年度の成果・課題・課題への対応 等	3年度の成果に至った過程(その取 り組み方)並びに、どのような努力 を行ったか(できなかった場合はそ の理由も含む)	担当課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員 等への男女平等参画促 進	指定管理者管理運営施設第3者評価委員会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上 を目標とし、女性委員の登用を積極的に進め ます。	①総委員数 人 うち女性 人、女性比率 % ②40%未満の理由 ③市民公募委員の人数 人 ④職務指定委員の人数 人		R3年度は開催せず。	—	行革・財産活用室
I	1	(1)	行政委員・審議会委員 等への男女平等参画促 進	行政評価第三者評価委員会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上 を目標とし、女性委員の登用を積極的に進め ます。	①総委員数 6人 うち女性 2人、女性比率 33% ②40%未満の理由 行政評価制度の改善に向けた検証並び に市が実施した行政評価結果についての 評価を行う学識経験、専門知識を有する委員、 市民委員を選定した結果。 ③市民公募委員の人数 2人 ④職務指定委員の人数 8人	4、計画をやや 下回る	行政評価を行う学識経験、専門知 識を有する委員、市民委員を選定 した結果。 次期改選時にあつては、女性委員 の登用を積極的に進める。	市民公募で委員を募集したが、女 性の応募がなかった。	行革・財産活用室
I	1	(1)	行政委員・審議会委員 等への男女平等参画促 進	不動産評価審議会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上 を目標とし、女性委員の登用を積極的に進め ます。	①総委員数 人 うち女性 人、女性比率 % ②40%未満の理由		R3年度は開催せず。	—	行革・財産活用室
I	1	(1)	行政委員・審議会委員 等への男女平等参画促 進	公共施設等最適化推進委員会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上 を目標とし、女性委員の登用を積極的に進め ます。	①総委員数 8人 うち女性 1人、女性比率 12.5% ②40%未満の理由 市民公募・団体推薦が男性だった為 委員の構成は条例に根拠があり、各構 成委員は充て職となっている。当該充て職 に男性が多いため ③市民公募委員の人数 2人 ④職務指定委員の人数 0人	5、計画を大幅 に下回る	R3年度は委員定数が1名減となっ た。次期改選時にあつては、女性 委員の登用を積極的に進める。	市民公募で委員を募集したが、女 性の応募がなかった。	行革・財産活用室
I	1	(1)	行政委員・審議会委員 等への男女平等参画促 進	防災会議 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上 を目標とし、女性委員の登用を積極的に進め ます。	①総委員数33人 うち女性2人、女性比率6% ②40%未満の理由 委員の構成は条例に根拠があり、各構 成委員は充て職となっている。当該充て職 に男性が多いため ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 3人	5、計画を大幅 に下回る	令和4年1月に教育長が女性の教 育長に交代したことにより、女性委 員は従来の1人から2人になった 委員は各機関の長を充てているた め、男性が多くなる傾向にある。対 応としては、機関の長に限らず機 関を代表する女性委員を選定でき るよう規定の変更をし引き続き女性 委員の登用に努める。	女性職員が多い機関に対し、機関 の長以外の女性を機関の代表とし て委員に推薦していただくよう依頼 した。女性委員を選定しやすくする よう規定の変更を令和4年度に行う 予定	危機管理課

I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	国民保護協議会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数32人 うち女性1人、女性比率3.1% ②40%未満の理由 委員の構成は条例に根拠があり、各構成委員はあて職となっている。当該あて職に男性が多いため。 ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 4人	5、計画を大幅に下回る	令和4年1月に教育長が女性の教育長に交代したことにより、女性委員は従来の0人から1人になった委員は各機関の長を充てているため、男性が多くなる傾向にある。対応としては、機関の長に限らず機関を代表する女性委員を選定できるよう引き続き女性委員の登用に努める。	女性職員が多い機関に対し、機関の長以外の女性を機関の代表として委員に推薦していただくよう依頼した。女性委員を選定できるよう相手方との協議を行う。	危機管理課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	行政対策暴力連絡協議会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 11人 うち女性 1人、女性比率 9% ②40%未満の理由 委員の構成は要綱に根拠があり、各構成委員はあて職となっている。当該あて職に男性が多いため。 ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 8人	5、計画を大幅に下回る	令和4年1月に教育長が女性の教育長に交代したことにより、女性委員は従来の0人から1人になった委員は部長を充てているため、男性になる。対応としては、女性委員を選定できるよう規定の変更をし引き続き女性委員の登用に努める。	女性委員登用のための規定の変更について検討した。	危機管理課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	総合計画審議会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 14人 うち女性 6人、女性比率 42.8% ②40%未満の理由 ③市民公募委員の人数 5人 ④職務指定委員の人数 0人	2、計画をやや上回る	第6次泉南市総合計画の策定を進める中で審議会を開催する必要があるため、委員を募集した。審議会は令和4年度に開催予定である。	審議会の女性委員の登用を積極的に行った。	政策推進課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	情報公開・個人情報保護審査会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 5人 うち女性 2人、女性比率 40% ②40%未満の理由 ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 0人	3、計画どおり	令和2年度から当初実施計画のとおり、当初の女性登用比率40%以上を達成することができている。引き続き、現状維持できるように努める。	令和2年度より改選により女性の登用を1人から2人に増やすことができたため、女性の登用比率が40%以上を達成することができた。任期が2年間であり、令和3年度は改選年度ではなかった。	総務課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	情報公開・個人情報保護制度運営審議会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 5人 うち女性 2人、女性比率 40% ②40%未満の理由 ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 0人	3、計画どおり	令和2年度から当初実施計画のとおり、当初の女性登用比率40%以上を達成することができている。引き続き、現状維持できるように努める。	令和2年度より改選により総委員数が6人から5人に減少したため、女性の登用比率が40%以上を達成することができた。任期が2年間であり、令和3年度は改選年度ではなかった。	総務課

I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	公害対策審議会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 6人 うち女性 1人、女性比率 16.7% ②40%未満の理由 あて職が多く、当該あて職に女性が少ないため ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 0人	5. 計画を大幅に下回る	現状において、女性登用率が達成されていないので、次期改選時に女性委員の積極的な登用に努めます。	審議会の構成委員の男性と女性のバランスを考慮することに努めたが、あて職が多く、当該あて職に女性が少ないため、達成には至らなかった。	環境整備課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	民生委員児童委員推薦会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 14人 うち女性 5人、女性比率35.7% ②40%未満の理由 民生委員児童委員は厚生労働大臣が委嘱している。地域において活動する民生委員児童委員を推薦するに当たり、各種団体等の長が委員になる場合が多く、当該団体等の長が比較的男性が多いため。 ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 3人	4. 計画をやや下回る	引き続き、可能な限り女性委員の登用に努める。	次期改選は、4年度であり、3年度中に辞任の委員1人あり、女性委員を登用したが、40%には至らず。	生活福祉課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	国民健康保険運営協議会委員 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数14人 うち女性 3人、女性比率 21.4% ②40%未満の理由 被保険者代表委員4人中2人は女性、公益代表委員4人中1人は女性であり、療養担当(医師等)委員及び被用者保険代表委員については、それぞれの団体からの推薦委員であり、女性の推薦が無かったため。 ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 0人	5. 計画を大幅に下回る	現委員の任期は令和元年6月から令和4年5月の3年間であり、その間、体制は変わらない。14人中6人は医師会、被用者保険団体等からの推薦であり、推薦依頼する際は女性登用について配慮頂くよう依頼する予定。	令和3年度は、改選年度ではないので、現状を維持することとなった。	保険年金課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	総合福祉センター運営協議会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 9人 うち女性 3人、女性比率 33% ②40%未満の理由 ③市民公募委員の人数 人 ④職務指定委員の人数 9人	4. 計画をやや下回る	充て職によるが、女性の代表者に委嘱することができた。	数年開催していなかった運営委員会において、各団体代表者に委嘱を依頼した。	長寿社会推進課

I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	老人ホーム入所判定委員会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 8人 うち女性 2人、女性比率 25% ②40%未満の理由 ③市民公募委員の人数 2人 ④職務指定委員の人数 14人	4. 計画をやや下回る	令和3年度は開催せず	委員の委嘱の際、充て職の中で女性に推薦依頼ができる民生委員においては、女性を依頼した。	長寿社会推進課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	地域包括ケア計画推進委員会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 16人 うち女性 6人、女性比率 37.5% ②40%未満の理由 専門知識を要するため、関係機関の代表者に委嘱しており、代表者や推薦者により決定している。 ③市民公募委員の人数 2人 ④職務指定委員の人数 9人	4. 計画をやや下回る	3年に1度の委嘱の年で、職務指定委員以外の委員では、比較的女性を登用することができた。	委嘱期間は3年、次回2年後に見直しを行う。	長寿社会推進課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	泉南市主要建設事業再評価委員会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 人 うち女性 人、女性比率 % ②40%未満の理由 ③市民公募委員の人数 人 ④職務指定委員の人数 人		再評価委員会の実施は、ありませんでした。		道路課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	都市計画審議会 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 12人 うち女性 4人、女性比率 33% ②40%未満の理由 泉南市都市計画審議会条例第2条第2項第1号及び第2号における学識経験者委員、市会議員委員においては、登用方法が制約されるため。 ③市民公募委員の人数 1人 ④職務指定委員の人数 0人	4. 計画をやや下回る	委員構成の見直しにあたり、女性比率向上を図った。	委員構成を見直しにあたり、委員減とする際、男性委員を減少させた。	都市政策課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	ホテル等建築審議会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 10人 うち女性 4人、女性比率 40% ②40%未満の理由 なし ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 0人	3. 計画どおり	現状において、女性比率40%を達成しており、引き続き現状維持に努める。 委員改選 R02年度 次回改選 R04年度	審議会の構成員の女性と男性とのバランスに十分考慮するよう努めている。引き続き、比率の現状維持に努める。	審査指導課

I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	市民交流センター運営審議会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数9人 うち女性2人、女性比率22.2% ②40%未満の理由 — ③市民公募委員の委員数 0人 ④職務指定委員の人数 0人	3、計画どおり	女性比率40～60%は達成できなかったため、来年度の改選時の女性候補者の検討をおこなった。	令和3年においては、任期2年目であり、任期途中の改選は困難と判断したため、成果が得られなかった。	人権推進課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	泉南市人権尊重のまちづくり審議会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 20人 うち女性 5人、女性比率 25% ②40%未満の理由 充て職として各団体の長を委員として採用しており、その長に男性が多いため。 ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 0人	4、計画をやや下回る	令和2年度から2年間の任期であるため、前年度に引き続き目標は未達成である。次年度は改選年度であるため、各種団体より推薦いただく際には、女性登用について配慮いただくよう依頼する予定。	令和2年度から2年間の任期であるため、前年度に引き続き目標は未達成である。	人権推進課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	男女平等参画審議会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。。	①総委員数5人 うち女性3人、女性比率60% ②40%未満の理由 — ③市民公募委員の委員数 1人 ④職務指定委員の人数 0人	3、計画どおり	現状において、女性比率40～60%を達成しており、引き続き現状維持に努める	充て職枠外にて、出来る限り女性の委員起用に努める。	人権推進課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	泉南市主要建設事業再評価委員会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。。	①総委員数 人 うち女性 人、女性比率 % ②40%未満の理由 — ③市民公募委員の人数 人 ④職務指定委員の人数 人		令和3年度は開催せず	令和3年度は開催せず	下水道課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	学校給食センター運営委員会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 人 うち女性 人、女性比率 % ②40%未満の理由 — ③市民公募委員の人数 人 ④職務指定委員の人数 人	3、計画どおり	必要に応じて開催することとなり、令和3年度は開催せず。	令和3年度は開催しなかったため該当なし。	教育総務課

I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	教育委員 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 4人 うち女性 1人、女性比率 25% ②40%未満の理由 委員の任命の際は、委員の資格要件に基づき選任しているため、女性比率が40%を下回ることがある。 ③市民公募委員の人数 - ④職務指定委員の人数 -	5、計画を大幅に下回る	令和3年度は、任期満了による新たな教育委員の任命はなかった。なお、令和4年1月から就任した教育長は女性のため、教育委員会会議全体の女性比率は40%となった。	令和3年度は、任期満了による新たな教育委員の任命はなかったため、女性委員の確保はできていない。	教育総務課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	社会教育委員 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数11人 うち女性4人、女性比率36% ②40%未満の理由 各団体の充て職の代表に女性が少なかったため。 ③市民公募委員の人数 1人 ④職務指定委員の人数 10人	4、計画をやや下回る	一部委員の辞職による委員の任命には、女性委員を登用して前年度より比率を上げた。	新たな委員選出の団体には、男女共同参画への理解を広げ、女性登用につなげた。	生涯学習課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	文化財専門委員会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 5人 うち女性 0人、女性比率 0% ②40%未満の理由 対象となる学識経験者に女性がいなかったため ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 0人	4、計画をやや下回る	女性委員の登用を進めるべく、調整をすすめた。	女性委員の登用を進めるべく、調整をすすめたが、適任者を見つることができなかった。	生涯学習課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	図書館協議会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 7人 うち女性 6人、女性比率 86% ②40%未満の理由 - ③市民公募委員の人数 1人 ④職務指定委員の人数 0人	1、計画を大幅に上回る	女性比率が40%以上を目標に努力した。	男女比率が40%以上を維持できるように任期後の委員候補を検討した。	文化振興課図書館
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	文化ホール協議会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 7人 うち女性 6人、女性比率 86% ②40%未満の理由 - ③市民公募委員の人数 2人 ④職務指定委員の人数 0人	1、計画を大幅に上回る	女性比率が40%以上を目標に努力した。	男女比率が40%以上を維持できるように任期後の委員候補を検討した。	文化振興課図書館

I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	公民館運営審議会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 10人 うち女性 6人、女性比率 60% ②40%未満の理由 ③市民公募委員の人数 1人 ④職務指定委員の人数 0人	1、計画を大幅に上回る	女性比率40%以上を目標に努力した。	男女比率が40%以上を維持できるように任期後の委員候補を検討した。	文化振興課公民館
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	青少年センター運営委員 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数14人 うち女性3人、女性比率21% ②40%未満の理由 運営委員については、学識経験者(5名)、学校関係者(2名)、市職員(7名)で構成されているが、充て職委員である市職員に女性が少ない。 ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 0人	5、計画を大幅に下回る	運営委員の任期が2年であるため、令和3年度については前年度と同様の数字となる。令和4年度に改選があるため、その際、学識経験者となる外部団体には女性委員の代表の選出を依頼する。	運営委員の任期が2年であるため、令和3年度については前年度と同様の数字となる。令和4年度に改選があるため、その際、学識経験者となる外部団体には女性委員の代表の選出を依頼する。	青少年センター
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	固定資産評価審査会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数3人 うち女性2人、女性比率67% ②40%未満の理由 — ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 3人	1、計画を大幅に上回る	現状において、計画を大きく上回っており、引き続き現状の維持に努める。	令和2年11月に改選となった委員は、引き続き女性が選任された。	総合事務局
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	選挙管理委員会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数4人 うち女性1人、女性比率25% ②40%未満の理由 各区等からの推薦によるため なお、選管委員補充員を含めた場合は女性比率50% ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 4人	5、計画を大幅に下回る	選挙管理委員会委員は、基本的には補充員を経て委員に就任していただいていることから、現状補充員となっている女性が今後委員に就任していただければ達成は可能と考えている。	左記各区等からの推薦をいただく際には、女性の登用についてご検討いただくよう依頼しており、令和2年4月に補充員の交代があった際も女性を推薦いただいた。	総合事務局
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	監査委員会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数2人 うち女性1人、女性比率50% ②40%未満の理由 — ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 2人	1、計画を大幅に上回る	現状において、計画を大きく上回っており、引き続き現状の維持に努める。	識見を有する者としての代表監査委員は女性であり、令和2年度の改選時も引き続き選任された。	総合事務局

I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	公平委員会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数3人 うち女性1人、女性比率33% ②40%未満の理由 委員定数が3名であるため ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 3人	4. 計画をやや下回る	執行機関としての業務の性質上、弁護士資格を有する委員が必要である等、人選が限定される面があるものの、3名の委員定数のうち、1名～2名の女性委員数は維持する。	委員定数3名のうち、1～2名の女性委員数を維持するよう努めた。	総合事務局
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	農業委員会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 20人 うち女性 1人、女性比率 5% ②40%未満の理由 公募したが、立候補者が1名のみであった ③市民公募委員の人数 1人 ④職務指定委員の人数 20人	4. 計画をやや下回る	委員条件としては、農業に精通しており農地及び利水等における利権の常携ができていない者、また、認定農業者として登録されている者が定数の6割以上でなければならないという条件は変わらない。しかし、認定農業者の定数が法改正に削減されたため、今回の委員選挙に反映させたい。	今回の委員選挙を見据えて、区役員等に女性委員になってもらえる人がいないか声掛けを行った	農業委員会
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	泉南市自立支援協議会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数20人 うち女性8人、女性比率40% ②40%未満の理由 - ③市民公募委員の人数 1人 ④職務指定委員の人数 0人	3. 計画どおり	現状では、女性比率40%以上であり、今後も継続して女性委員の積極的登用を進める。	日頃から、審議会の構成員の女性と男性とのバランスに十分考慮するよう努めている。引き続き、比率の現状維持に努める。	障害福祉課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	＜委員公募制の活用の促進＞市政への市民の参画を可能にするため、市民委員の公募を推進します。	「附属機関等の設置等に関する方針」において、公募委員の登用促進について明記し、市民公募を推進するよう働きかけた。 3年度(R4.3.31)の実績は、総委員数365人、うち女性委員99人、女性比率34.9%。	2. 計画をやや上回る	直近5年間の総委員数に占める女性委員の割合は、約20%前後を推移していたが、令和3年度では、30%を超えることができた。課題としては、「市民委員の女性登用」や「総委員数に占める市民委員の割合を増やすこと」等についても、引き続き市民委員の登用に努めるよう啓発する。	「附属機関等の設置等に関する方針」において、公募委員の登用促進について明記し、市民公募を推進するよう働きかけた。	人権推進課
I	1	(2)	事業者や地域の各種団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大	＜事業所に対して女性の積極的登用についての啓発＞事業所に対して女性の積極的登用についての啓発を充実します。	大阪府・大阪労働局が主催の「公正採用選考・人権啓発推進員研修」、大阪府企業人権協議会が主催の「人権リーダー養成講座」等の研修会の参加費助成について周知を図った。	3. 計画どおり	研修や講座等の参加費助成と、事業所に対する女性の積極的登用についての啓発を図った。	新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、思うように啓発ができなかった。	人権推進課

I	1	(2)	事業者や地域の各種団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大	＜各種団体に対して女性の役職者登用の啓発＞地域団体や市民活動団体などに対して積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)についての啓発や情報提供をするとともに、女性が方針決定過程へ参画することの意義についての啓発、研修を充実します。	ABC委員会等のコミュニティ団体(構成員やリーダーが女性である団体)の継続的な支援を行いました。	3、計画どおり	ABC委員会等のコミュニティ団体(構成員やリーダーが女性である団体)の継続的な支援を行うことで、各種団体に対して女性の役職者登用の啓発につながった。	ABC委員会等のコミュニティ団体(構成員やリーダーが女性である団体)の継続的な支援を行った。	政策推進課
I	1	(2)	事業者や地域の各種団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大	＜各種団体に対して女性の役職者登用の啓発＞地域団体や市民活動団体などに対して積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)についての啓発や情報提供をするとともに、女性が方針決定過程へ参画することの意義についての啓発、研修を充実します。	人権啓発推進協議会の会合において、男女平等参画に関する各種講座の広報・報告等を行い、啓発を図った。	3、計画どおり	人権啓発推進協議会等、各種団体に対して男女平等参画に関する各種講座の広報・情報提供等を図った。	コロナ禍であったものの、3密対策等を取りながら、人権啓発推進協議会の会合と講座の開催を行うことができたため。	人権推進課
I	1	(2)	事業者や地域の各種団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大	＜各種団体に対して女性の役職者登用の啓発＞地域団体や市民活動団体などに対して積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)についての啓発や情報提供をするとともに、女性が方針決定過程へ参画することの意義についての啓発、研修を充実します。	文化協会役員13人中、女性9名(69%) 市PTA役員8人中、女性5名(63%) 婦人会役員10人中、女性10名(100%) 体育協会役員39人中、女性4名(10%) スポーツ推進委員17人中、女性10名(59%)	3、計画どおり	文化協会役員13人中、女性9名(69%) 市PTA役員8人中、女性5名(63%) 婦人会役員10人中、女性10名(100%) 体育協会役員39人中、女性4名(10%) スポーツ推進委員17人中、女性10名(59%)	各種団体の性質を尊重したうえで、男女共同参画への理解を広げ、女性登用に努めた。	生涯学習課
I	1	(3)	市政や教育に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大	＜女性職員の職域拡大＞女性職員・教職員の管理職への職域拡大を推進します。	女性職員の能力・経験を幅広い職域で活用するために、適材適所の観点から、職域の拡大に努めた。	2、計画をやや上回る	女性職員のさらなる職域拡大及び管理職となる職員を育成することが課題である。	男性ばかり職場にも女性を配置、また、自己申告等で職員のキャリアビジョン、積みたい経験等をヒアリングし、能力を発揮できる機会の提供に努めた。	人事課
I	1	(3)	市政や教育に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大	＜管理職への女性の登用拡大＞「泉南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の管理職への登用を促進します。	①総管理職数 65人 うち、女性管理職数 9人 女性管理職比率 13.85% ②20%に満たない理由:監督職以上の女性職員が全職員の11%(408名中45名)しかおらず、短期的に目標を達成することができない	4、計画をやや下回る	昨年度と比較して、女性管理職比率は微増したものの、「泉南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」目標値である20%と比較してもやや低い状態にある。今後も積極的に女性管理職への登用を進める必要がある。	直近5年間に於いて、女性管理職比率は、「泉南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」目標値である20%を一度も超えることがなく、決して上昇しているとは言えないため、引き続き女性の能力を発揮できる機会の提供、管理職候補者となる係長への昇任試験の受験者増加に向け取り組んでいく。	人事課
I	1	(3)	市政や教育に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大	＜管理職への女性の登用拡大＞「泉南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性教職員の管理職への登用を促進します。	①市内小中学校14校の管理職28名のうち、女性登用は6名で割合は21.4%となっています。 ②繁忙期である月(令和3年度4月)の管理職の時間外勤務と小中学校全教職員の時間外勤務を比較すると約30時間の差があり、このことが女性管理職比率の低さの要因の一つとなっている。	3、計画どおり	他市交流による女性管理職の配置、新規女性管理職の登用、女性教職員の管理職試験の受験があった。	6月に次世代の管理職研修を実施し、積極的な女性教員の参加促進をした。	指導課

I	1	(3)	市政や教育に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大	＜女性の職務能力の向上のための研修の充実＞女性の職員・教職員の能力向上のための研修を充実します。	マネジメント研修、ステップアップ研修、自立型職員養成研修を実施した。	3、計画どおり	主任級以下の職員の女性割合は7割と非常に高いため、今後も継続して若手職員に向けた研修を実施していく。	キャリア支援につながる意識啓発について推進している。研修プログラムについては講師と打ち合わせを重ね、効果の高い研修となるよう努めている。	人事課
I	1	(3)	市政や教育に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大	＜女性職員のネットワーク支援＞女性職員のロールモデルの提示やメンター制度の導入等を検討します。	昨年度に引き続き、新規採用職員が配置された部署に対し、「新規採用職員の受け入れマニュアル」を配布し、「職場指導員」を選任し、育成を行った。	3、計画どおり	新規採用職員を対象とした「職場指導員制度」について、「新規採用職員の受け入れマニュアル」の改訂を行い、新採職員への具体的な育成方法や、ミーティングの制度を設け、引き続き育成を行っていく。	新規採用職員の職場指導員に対する研修等を行い、人材育成を強化している。	人事課
I	1	(3)	市政や教育に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大	＜防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大＞「泉南市防災計画」及び同計画に基づくマニュアルに女性や高齢者、外国人などの視点を反映させるよう働きかけます。	「泉南市防災計画」及び同計画に基づくマニュアルにおいて、女性や高齢者、外国人などの視点を反映させることができるよう努めた。	3、計画どおり	今後のマニュアル作成や修正において、女性や高齢者、外国人などの意見を聴取できる方法を考えていく。	女性や高齢者、外国人などの視点を反映させることができるようインターネット等で情報収集等を行った。	危機管理課

基本目標Ⅰ 男女平等参画で進める活力ある社会づくり

主要施策2 女性に魅力あるまちづくり

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	3年度進捗実績	3年度進捗度	3年度の成果・課題・課題への対応等	3年度の成果に至った過程(その取り組み方)並びに、どのような努力を行ったか(できなかった場合はその理由も含む)	担当課
I	2	(1)	女性のエンパワメント支援	＜女性グループの育成支援＞グループ、団体等の求めに応じて、女性の力が活かされるよう助言を行い、活動を支援します。ステップの事業などを協働で行うことにより、女性の企画力向上を図ります。また、女性のチャレンジを支援するための多方面にわたる情報の収集と提供をします。	男女平等参画社会づくり講座Ⅰ「LGBTQや多様性を考えよう～性的違和を乗り越えて～」を開催。(延べ17名参加)。男女平等参画社会づくり講座Ⅱ「うちのマネー講座・全2回」を開催(延べ27名参加)・男女平等参画都市宣言啓発講演会「コロナ過での災害 どう考える？防災と危機管理」を開催。(延べ16名参加) コロナ禍により市民交流センターまつりは中止となったため、思いうようなステップ登録グループの紹介ができなかった。 現在の「ステップ」登録グループ数は9グループ。	4、計画をやや下回る	コロナ禍のため十分な支援が行えなかったため、リーダーの育成にまで至らなかった。意識啓発からどのように個人の行動につなげていく(「ステップ」登録グループに加入してもらう等)かが課題である。少しでも「ステップ」や登録グループの事を知ってもらうため、主催行事において、応報・啓発を行う必要がある。	コロナ禍にあって、思いうような取り組みができなかった。	人権推進課
I	2	(1)	女性のエンパワメント支援	＜女性リーダー育成のための支援＞さまざまな分野で男女平等の視点をもった女性リーダーが活躍できるよう、女性リーダーを育成するとともに、女性リーダーがつながるためのネットワーク支援を推進します。	地域やコミュニティ活動における女性リーダーの育成と指導的立場への参画が促進されるように努めました。	3、計画どおり	地域やコミュニティ活動における女性リーダーの育成と指導的立場への参画の促進に努めることで、女性リーダーがつながるためのネットワークが支援できた。	女性リーダーの育成と指導的立場への参画が促進されるように努めた。	政策推進課
I	2	(1)	女性のエンパワメント支援	＜女性リーダー育成のための支援＞さまざまな分野で男女平等の視点をもった女性リーダーが活躍できるよう、女性リーダーを育成するとともに、女性リーダーがつながるためのネットワーク支援を推進します。	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い様々なイベント、講座が自粛、中止となる中、取組を減少させざるを得なかった。	4、計画をやや下回る	新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した取組への対応方法については各担当課だけで対応するのではなく全庁的な課題対応が必要である。	新しい生活様式に則した取組方法の確立の検討を行った。	生涯学習課
I	2	(1)	女性のエンパワメント支援	＜女性リーダー育成のための支援＞さまざまな分野で男女平等の視点をもった女性リーダーが活躍できるよう、女性リーダーを育成するとともに、女性リーダーがつながるためのネットワーク支援を推進します。	コロナ禍において、女性リーダー育成並びに女性リーダーがつながるネットワーク支援の推進が出来なかった。	5、計画を大幅に下回る	これまでとは異なる方法により、女性リーダー育成並びに女性リーダー同士がつながる仕組みを考える必要があると考える。	コロナ禍にあって、思いうような取り組みができなかった。	人権推進課
I	2	(1)	女性のエンパワメント支援	＜女性リーダー育成のための支援＞さまざまな分野で男女平等の視点をもった女性リーダーが活躍できるよう、女性リーダーを育成するとともに、女性リーダーがつながるためのネットワーク支援を推進します。	防災や災害ボランティアにおいて、女性の参加、女性リーダーの育成も推進できるように、下記のようなイベントを開催した。また、会場には、メッセージボードを設置し、意見交換や感想の共有ができるようにした。 ・東日本大震災10年☆防災復興資料展(60日) ・気象災害に備える資料展(78日) ・災害ボランティアパネル展(108日) これによって、女性リーダー育成も推進できるように図った。	3、計画どおり	これらの講座は、復興庁ウェブサイトや、テレビ、新聞に取り上げてもらい、幅広い人々に認知してもらえた。取り上げてもらえた理由は、次のとおり。 リアル展示だけでなく、オンラインパネル展も実施し、電子媒体の冊子やパネルもDLできるようにしていたこと。コロナ禍でも、安全に独学できる学習機会を、距離や日時に関係なく多くの人々へ提供し、費用対効果を高めていることが要因だった。 今後の課題は、より多くの女性に周知できるように広報のあり方を研究したい。女性情報誌やサイト等への広報などを精査したい。	女性を含めたすべての人々に、興味を持ってもらえるように資料を作成した。また、男女差、年齢によって学習効果に差が生じないように、文章、画像などを工夫した。	文化振興課公民館

I	2	(1)	女性のエンパワメント支援	＜女性リーダー育成のための支援＞さまざまな分野で男女平等の視点をもった女性リーダーが活躍できるよう、女性リーダーを育成するとともに、女性リーダーがつながるためのネットワーク支援を推進します。	情報発信や共催事業等で、女性が中心となって活動を行う団体の支援を行った。	3、計画どおり	施設規模に見合った活動の場の提供、情報発信を行った。	活動場所の提供に係る調整、館発行の通信紙での活動の紹介、募集等を行った。	青少年センター
I	2	(1)	女性のエンパワメント支援	＜女性リーダー育成のための支援＞さまざまな分野で男女平等の視点をもった女性リーダーが活躍できるよう、女性リーダーを育成するとともに、女性リーダーがつながるためのネットワーク支援を推進します。	コロナ禍において、女性リーダー育成並びに女性リーダーがつながるネットワーク支援(ステップネット会議など)の推進が出来なかった。	5、計画を大幅に下回る	これまでとは異なる方法により、女性リーダー育成並びに女性リーダー同士がつながる仕組みを考える必要があると考える。	コロナ禍にあって、思うような取り組みができなかった。	人権推進課
I	2	(1)	女性のエンパワメント支援	＜女性リーダーリストの作成＞地域活動や市民活動、企業など、さまざまな分野で男女平等の視点をもって活躍しているリーダーのリストを作成するとともに、女性リーダーがつながるためのネットワーク支援やリストの活用を推進します。	コロナ禍において、女性リーダー育成並びに女性リーダーがつながるネットワーク支援(ステップネット会議など)の推進が出来なかった。	5、計画を大幅に下回る	これまでとは異なる方法により、女性リーダー育成並びに女性リーダー同士がつながる仕組みを考える必要があると考える。	コロナ禍にあって、思うような取り組みができなかった。	人権推進課
I	2	(1)	女性のエンパワメント支援	＜女性の能力発揮促進のための支援＞女性の新しい発想や多様な能力の活用の観点から、女性のさまざまなチャレンジを推進します。	女性の様々なチャレンジを応援するため、男女平等参画社会づくり講座Ⅱ「うちのマネー講座・全2回」を開催(延べ27名参加)	2、計画をやや上回る	キャッシュレス時代などの社会情勢を学び、男女平等参画に関心を持ち、社会参画へのチャレンジの一助になった。	キャッシュレス時代などの社会情勢を学び、男女平等参画に関心を持ち、社会参画へのチャレンジの一助になった。	人権推進課
I	2	(1)	女性のエンパワメント支援	＜女性の能力発揮促進のための支援＞女性の新しい発想や多様な能力の活用の観点から、女性のさまざまなチャレンジを推進します。	地域やコミュニティ活動における女性リーダーの育成と指導的立場への参画が促進されるように努めました。	3、計画どおり	地域やコミュニティ活動における女性リーダーの育成と指導的立場への参画の促進に努めることで、女性リーダーがつながるためのネットワークが支援できた。	女性リーダーの育成と指導的立場への参画が促進されるように努めた。	政策推進課
I	2	(1)	女性のエンパワメント支援	＜情報教育の推進及びIT活用能力向上の機会の提供＞女性が社会の中で多様な選択ができ、さまざまな分野に参画できるよう、パソコンスキルの習得のやSNSの利活用方法などITIに関連する講習を実施します。	公民館定期利用団体と共に、Web公民館まつりを実施し、ウェブサイトやYouTube県南市教育委員会チャンネルで各団体の活動を情報発信した。	3、計画どおり	パソコンを活用したクラブによる支援もあり、利用者間の交流も進展した。	今までインターネットを使った情報発信の経験がない人に、Webの利活用を身近な活動の中で、自然に経験してもらえるように努力した。	文化振興課公民館
I	2	(1)	女性のエンパワメント支援	＜情報教育の推進及びIT活用能力向上の機会の提供＞女性が社会の中で多様な選択ができ、さまざまな分野に参画できるよう、パソコンスキルの習得のやSNSの利活用方法などITIに関連する講習を実施します。	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い様々なイベント、講座が自粛、中止となる中、取組を減少させざるを得なかった。	4、計画をやや下回る	新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した取組への対応方法については各担当課だけで対応するのではなく全庁的な課題対応が必要である。	新しい生活様式に則した取組方法の確立の検討を行った。	生涯学習課

I	2	(1)	女性のエンパワメント支援	＜情報教育の推進及びIT活用能力向上の機会の提供＞女性が社会の中で多様な選択ができ、さまざまな分野に参画できるよう、パソコンスキルの習得のやSNSの利活用方法などITに関連する講習を実施します。	パソコンやタブレットを活用した居場所事業の開催をはじめ、オンライン講師による講座の開催やインターネットセキュリティに関する講座を開催した。	3、計画どおり	青少年センターの移転に伴い当初計画された取組の実施は難しいが、タブレット等の活用をはじめ、新たな取組を進めることで対応した。	情報教育推進のための講座の開催に向けた情報収集を行った。	青少年センター
I	2	(2)	女性のネットワーク支援	＜農業・漁業に従事する女性グループのネットワーク支援＞グリーン・ツーリズムなどを通じた都市農村交流や、6次産業化に取り組む女性の活動等を支援します。	都市農村交流や6次産業化に取り組む女性の活動等の申請等はありませんでした。	5、計画を大幅に下回る	申請がない状況ではあるが、女性の認定農業者も存在している状況から今後も申請に応じて対応することとする。	6次産業化に取り組む方を支援するため、「泉南市6次産業化及び地産地消を推進するための戦略」を策定している。また、グリーン・ツーリズムなどを通じた都市農村交流や、6次産業化に取り組む女性の活動等を支援します。	産業観光課
I	2	(2)	女性のネットワーク支援	＜利用しやすい男女平等参画推進拠点づくり＞せんなん男女共同参画ルーム「ステップ」を「ステップネット」を中心とした市民が主体的に運営し、交流、情報収集・交換、企画などができるように支援します。	情報収集や図書の閲覧等ができる交流スペース、グループ等が学習や会議ができるスペース、女性相談や電話相談ができる相談室を備えた「せんなん男女平等参画ルーム」を開設し、市民活動の支援を行った。 ▽情報収集・提供事業 ＊収集資料 図書4冊追加（現在755冊）その他、雑誌、ビデオ、DVD、行政資料、パンフレット、リーフレット、チラシ ＊貸出冊数77冊、DVD貸出枚数0枚、延べ貸出人数15人 ▽ルーム利用状況人（女性903人・男性3人） ▽ルーム登録グループ8グループ。	2、計画をやや上回る	男女平等参画ルーム「ステップ」内の図書を充実し、情報収集・情報交換できる場所を提供。拠点施設としての機能を充実させるよう努めた。	情報収集・情報交換できる場所を提供に努めた。	人権推進課

基本目標Ⅰ 男女平等参画で進める活力ある社会づくり

主要施策3 男女が協働で行う地域活動の促進

基本 目標	主要 施策	小分 類	施策の方向	具体的取組	3年度進捗実績	3年度 進捗度	3年度の成果・課題・課題への対応 等	3年度の成果に至った過程(その取 り組み方)並びに、どのような努力 を行ったか(できなかった場合はそ の理由も含む)	担当課
I	3	(1)	地域活動における男女 平等参画推進の基盤づ くり	＜自治会の男女平等参画の促進＞男女平等 参画の視点を踏まえた地域ネットワークの構 築を図り、地域コミュニティの再生を図りま す。	所管団体等への情報提供に努めました。	3、計画どおり	所管団体等への情報提供を行うこ とで、自治会の男女平等参画の促 進につながった。	所管団体等への情報提供を行っ た。	政策推進課
I	3	(1)	地域活動における男女 平等参画推進の基盤づ くり	＜自治会の男女平等参画の促進＞男女平等 参画の視点を踏まえた地域ネットワークの構 築を図り、地域コミュニティの再生を図りま す。	自治会等の役員を含む人権啓発推進協議 会との協働で、男女の参画が促進されるよ うに情報と機会の提供に努めたるため、講 座や講演会を行った。	3、計画どおり	協働で講座等を行うことにより、人 権啓発推進協議会構成員の方々 等に、一定の意識啓発が図れてい る。	意識啓発の機会には人権啓発推 進協議会及び区長等にもチラシ配 布を依頼し、広く市民に情報提供を 行うよう努めた。	人権推進課
I	3	(2)	地域活動が行われている 場を活用した男女平 等参画の推進	＜自治会活動を通じての地域への男女平等 参画の浸透＞自治会役員を男女平等推進員 として男女平等参画の気運を醸成します。	所管団体等への情報提供に努めました。	3、計画どおり	所管団体等への情報提供を行うこ とで、自治会の男女平等参画の促 進につながった。	所管団体等への情報提供を行っ た。	政策推進課
I	3	(2)	地域活動が行われている 場を活用した男女平 等参画の推進	＜自治会活動を通じての地域への男女平等 参画の浸透＞自治会役員を男女平等推進員 として男女平等参画の気運を醸成します。	自治会等の役員を含む人権啓発推進協議 会との協働で、講座や講演会を開催するこ とにより、男女平等参画を促進することが できた。 男女平等参画都市宣言啓発講演会「コロ ナ禍での災害 どう考える？防災と危機管 理」を開催。(延べ16名参加)	3、計画どおり	協働で講座等を行うことにより、人 権啓発推進協議会構成員の方々 等に、一定の意識啓発が図れてお り、男女平等参画の気運が高まっ た。	意識啓発の機会には人権啓発推 進協議会及び区長等にもチラシ配 布を依頼し、広く市民に情報提供を 行うよう努めた。	人権推進課
I	3	(2)	地域活動が行われている 場を活用した男女平 等参画の推進	＜男女平等参画による地域の文化活動の促 進＞文化の伝承など地域の文化活動に、男 女ともに多様な年齢層の参加促進を図りま す。	老若男女問わず伝統文化に触れることが できるように市内各地に残される盆踊りを 伝承する団体を支援した。 日舞、茶華道など日本の伝統芸能を学ぶ 団体が子どもたちに教室を行う際に国の 支援金を受けることができるよう積極的に 働きかけた。	3、計画どおり	伝統的盆踊りを伝承する団体に対 する支援-3団体 文化庁「伝統文化親子教室事業」 採択団体-1団体	国の支援金の受給のため、団体へ の事務等の支援を行った。	生涯学習課
I	3	(2)	地域活動が行われている 場を活用した男女平 等参画の推進	＜男女平等参画による地域の文化活動の促 進＞文化の伝承など地域の文化活動に、男 女ともに多様な年齢層の参加促進を図りま す。	地域の文化活動への参加促進を図るとと もに、館内においてブックサロンや地域講 座を開催。 ・ブックサロン(2回)。参加者数7人。 [6月と11月のブックサロンは中止]。 ・地域講座(1回)。参加者数10人。	3、計画どおり	様々なテーマの本の紹介を司書が 行うブックサロンや、講師を招いて 自然観察会付きの地域講座を開催 した。	コロナ禍の中でも、地域の文化活 動の広報に努めるとともに、多様な テーマを選定し、本の紹介や地域 講座を開催するように努めた。	文化振興課図書 館

I	3	(2)	地域活動が行われている場を活用した男女平等参画の推進	＜ボランティア活動への男女平等参画の促進＞まちづくりや子どもや高齢者の見守り活動などの地域の課題解決のための地域活動に多様な年齢層の男女がともに参画することを促進します。	所管団体等への情報提供に努めました。	3、計画どおり	ABC委員会を構成している各事業部それぞれの活動、また合同事業の活動計画・実施を通じて世代間交流の実施を図ることで、ボランティア活動への男女平等参画の促進につながった。	ABC委員会を構成している各事業部それぞれの活動、また合同事業の活動計画・実施を通じて世代間交流の実施を図った。	政策推進課
I	3	(2)	地域活動が行われている場を活用した男女平等参画の推進	＜ボランティア活動への男女平等参画の促進＞まちづくりや子どもや高齢者の見守り活動などの地域の課題解決のための地域活動に多様な年齢層の男女がともに参画することを促進します。	ステップネット(せんなん男女平等参画ルームネットワーク会議)を通じ、さまざまな世代のグループ構成員の交流をはかるところであったが、コロナ禍により未実施。	5、計画を大幅に下回る	コロナウイルス感染拡大予防のため未実施。	コロナウイルス感染拡大予防のため未実施。	人権推進課
I	3	(3)	防災・災害復興対策における男女平等参画の推進	＜防災・災害復興の取組への男女平等参画＞「泉南市防災計画」及び同計画に基づくマニュアルに女性や高齢者、外国人などの視点を反映させるよう働きかけます。	「泉南市防災計画」及び同計画に基づくマニュアルに女性や高齢者、外国人などの視点を反映させることができるよう努めた。	3、計画どおり	今後のマニュアル作成や修正において、女性や高齢者、外国人などの意見を聴取できる方法を考えていく。	女性や高齢者、外国人などの視点を反映させることができるようインターネット等で情報収集等を行った。	危機管理課



仕事と生活のバランスづくり

基本目標 II

基本目標Ⅱ 仕事と生活のバランスづくり
主要施策4 就労の場における男女平等の促進

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	3年度進捗実績	3年度進捗度	3年度の成果・課題・課題への対応等	3年度の成果に至った過程(その取り組み方)並びに、どのような努力を行ったか(できなかった場合はその理由も含む)	担当課
Ⅱ	4	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	＜事業所への労働関係法令の周知＞職場における男女平等を図るため、改正男女雇用機会均等法や労働基準法、育児・介護休業法等の情報提供や啓発を行います。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催の研修助成制度の周知及び、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行った。	3、計画どおり	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への労働関係法令の周知を行った。	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への労働関係法令の周知を行った。	人権推進課
Ⅱ	4	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	＜事業所への労働関係法令の周知＞職場における男女平等を図るため、改正男女雇用機会均等法や労働基準法、育児・介護休業法等の情報提供や啓発を行います。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発に努めました。	3、計画どおり	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発に努めました。	就労の場における男女平等を推進するため、積極的な情報発信が必要であると考えられるため。	産業観光課
Ⅱ	4	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	＜男女間の賃金格差の解消＞厚生労働省作成の「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」を活用し、同一価値労働同一賃金の考え方に立って男女の賃金格差の解消に向けた支援に努めます。	ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行ったが、賃金格差解消に関する啓発、学習活動については例年通りの機会を得ることができなかった。	3、計画どおり	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、賃金格差解消を図っている。	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、賃金格差解消を図っている。	人権推進課
Ⅱ	4	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	＜男女間の賃金格差の解消＞厚生労働省作成の「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」を活用し、同一価値労働同一賃金の考え方に立って男女の賃金格差の解消に向けた支援に努めます。	社会保険労務士による労働相談を年4回実施し、相談件数は1件ありました。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年34回実施し、相談件数は192件ありました。	3、計画どおり	社会保険労務士による労働相談を年4回実施し、相談件数は1件ありました。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年34回実施し、相談件数は192件ありました。	就労の場における男女平等を推進するため、積極的な情報発信が必要であると考えられるため。	産業観光課
Ⅱ	4	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	＜労働相談の充実＞労働相談を充実します。	社会保険労務士による労働相談を年4回実施し、相談件数は1件ありました。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年34回実施し、相談件数は192件ありました。	3、計画どおり	大阪労働局、ハローワーク等と連携し、啓発紙などで、周知に努めました。	就労の場における男女平等を推進するため、積極的な情報発信が必要であると考えられるため。	産業観光課
Ⅱ	4	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	＜職場における健康維持・増進の取組支援＞メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます。	メンタルヘルスについての理解を深めるための研修を実施した。 セルフケア・コミュニケーション研修 参加者:7人 ラインケア研修 参加者:32人	3、計画どおり	新採職員を対象にセルフケアコミュニケーション研修を実施し、またラインケア研修では実際職場内でメンタルヘルスに課題を抱える職員がいた場合の理解や対応を学んだ。今後もメンタルヘルスに関する理解を深める研修を実施していく。	メンタルヘルスに関する理解を深める研修を実施し、対象を管理職向け、監督職向けと分けることで、より実践的な職場内での働きかけや対応を学ぶことができた。	人事課

Ⅱ	4	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	＜職場における健康維持・増進の取組支援＞メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知しましたが、制度の利用はありませんでした。またハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行いました。	3、計画どおり	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進を図った。	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進を図った。	人権推進課
Ⅱ	4	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	＜職場における健康維持・増進の取組支援＞メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発に努めました。	3、計画どおり	大阪労働局、ハローワーク等と連携し、啓発紙などで、周知に努めました。	就労の場における男女平等を推進するため、積極的な情報発信が必要であると考えられるため。	産業観光課
Ⅱ	4	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	＜「母性健康管理指導事項連絡カード」の啓発＞男女雇用機会均等法など、母性保護に関する法律・制度の遵守を働きかけ、働く女性の妊娠・出産に対して一貫した健康管理と健康支援をします。	大阪労働局、ハローワーク等と連携し、啓発紙などで、周知に努めました。	3、計画どおり	大阪労働局、ハローワーク等と連携し、啓発紙などで、周知に努めました。	就労の場における男女平等を推進するため、積極的な情報発信が必要であると考えられるため。	産業観光課
Ⅱ	4	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	＜「母性健康管理指導事項連絡カード」の啓発＞男女雇用機会均等法など、母性保護に関する法律・制度の遵守を働きかけ、働く女性の妊娠・出産に対して一貫した健康管理と健康支援をします。	妊娠届出時に、「働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために」のパンフレットを配布し、母性健康管理指導事項連絡カードの活用について説明を実施した。 母子健康手帳に掲載の、「働きながら」のサポート制度について説明を実施した。 マンガで読む女性のための働くルールBOOKのチラシを全員に配布。	3、計画どおり	妊娠届出の面接の機会なので、必要な方に情報提供することができている。	妊娠届出アンケートで、妊婦の就労状況を尋ね、就労中の全ての妊婦を把握した。	保健推進課
Ⅱ	4	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	＜「母性健康管理指導事項連絡カード」の啓発＞妊娠届出時に必要に応じて情報提供を行います。	妊娠届出時に、「働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために」のパンフレットを配布し、母性健康管理指導事項連絡カードの活用について説明を実施した。 母子健康手帳に掲載の、「働きながら」のサポート制度について説明を実施した。 マンガで読む女性のための働くルールBOOKのチラシを全員に配布。	3、計画どおり	妊娠届出の面接の機会なので、必要な方に情報提供することができている	妊娠届出アンケートで、妊婦の就労状況を尋ね、就労中全ての妊婦を把握した。	保健推進課
Ⅱ	4	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	＜セクシュアル・ハラスメント防止対策の働きかけ＞セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発・学習活動を行うとともに、相談窓口の周知に努めます。	社会保険労務士による労働相談を年4回実施し、相談件数は1件ありました。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年34回実施し、相談件数は192件ありました。	3、計画どおり	社会保険労務士による労働相談を年4回実施し、相談件数は1件ありました。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年34回実施し、相談件数は192件ありました。	様々な労働問題に対して、専門的な見地より助言を行う必要があるため。	産業観光課

Ⅱ	4	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	＜セクシュアル・ハラスメント防止対策の働きかけ＞セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発・学習活動を行うとともに、相談窓口の周知に努めます。	冊子を配布するなどして啓発を行った。相談については、女性のための電話相談や女性相談（面接）等に関して、広報やチラシを通じ周知を図りました。セクハラに関する相談は0件であった。	3、計画どおり	セクシュアル・ハラスメントという言葉は、現在ほとんどの人が認識しているものと思われる。ただし、セクハラを防止する措置が講じられているかは事業所により差があると思われるので、引き続き、啓発・学習の機会が必要である。	引き続き、啓発・学習の機会が必要であると考え啓発に努めた。	人権推進課
Ⅱ	4	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	＜セクシュアル・ハラスメント防止対策の働きかけ＞セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発・学習活動を行うとともに、相談窓口の周知に努めます。	職場における様々なハラスメントを防止するために「ハラスメント防止研修」を実施した。 ハラスメント防止研修 参加者：44人	3、計画どおり	セクシャル・ハラスメントについて理解を深め、職場環境や組織風土を改善する必要がある。また相談窓口を周知していく。	管理監督職、非管理職職員を対象に、ハラスメント防止研修を実施した。また、ハラスメント防止要綱についても周知徹底した。	人事課
Ⅱ	4	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進＞非正規雇用労働者がスキルアップ、キャリアアップができるようしくみづくりについて事業所に働きかけを進めます。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知しましたが、制度の利用はありませんでした。またハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行いました。	3、計画どおり	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進を図った。	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進を図った。	人権推進課
Ⅱ	4	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進＞非正規雇用労働者がスキルアップ、キャリアアップができるようしくみづくりについて事業所に働きかけを進めます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発に努めました。	3、計画どおり	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発に努めました。	就労の場における男女平等を推進するため、積極的な情報発信が必要であると考えられるため。	産業観光課
Ⅱ	4	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜再就職に向けた支援の充実＞再就職のための情報提供、職業能力開発を進めます。	地域就労支援センターで就労相談を行い、年間の相談件数は265件で、新規相談91件、再相談174件ありました。	3、計画どおり	地域就労支援センターで就労相談を行い、年間の相談件数は265件で、新規相談91件、再相談174件ありました。	地域就労支援センターでの就労相談を継続し、再就職に向けた相談支援を行うと同時に、支援内容充実のため、相談員のスキルアップを図る。	産業観光課
Ⅱ	4	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜再就職に向けた支援の充実＞再就職のための情報提供、職業能力開発を進めます。	男女平等参画社会づくり講座Ⅱ「うちのマネー講座・全2回」を開催（延べ27名参加）した。電子マネーの活用など、現在の社会情勢を学び、再就職の支援に努めた。	2、計画をやや上回る	キャッシュレスの現状や電子マネーの活用などの社会情勢を学び、女性が社会参画するための再就職への支援となった。	社会情勢を学び、女性が社会参画するための再就職への支援となった。	人権推進課
Ⅱ	4	(3)	農業や自営業に従事する女性への支援	＜女性の経済的地位の向上＞家族経営協定の普及促進を図ります。また、女性認定農業者や女性指導農業者の育成を図ります。商工業などの自営業における家族従業者の実態や無償労働の実態の把握に努めます。	現在の認定農業者は65人で、うち3人は女性認定農業者であった。また、女性指導農業者の申請等はなかった。	4、計画をやや下回る	近年、女性認定農業者の申請が出てきているので、今後も認定に向けた取り組みを進める。	認定農業者制度の周知を図った。	産業観光課

基本目標Ⅱ 仕事と生活のバランスづくり

主要施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現のための支援

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	3年度進捗実績	3年度進捗度	3年度の成果・課題・課題への対応等	3年度の成果に至った過程(その取り組み方)並びに、どのような努力を行ったか(できなかった場合はその理由も含む)	担当課
Ⅱ	5	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜ワーク・ライフ・バランスの取組推進と情報提供＞長時間労働を改善していくため、事業所へのワーク・ライフ・バランスの啓発とともに、先進企業の好事例等の情報の収集や提供を積極的に行います。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知しました。またハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行いました。	3、計画どおり	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、ワーク・ライフ・バランスの取組推進と情報提供を行った。	コロナ禍のため、郵便等で周知を行った。	人権推進課
Ⅱ	5	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜ワーク・ライフ・バランスの取組推進と情報提供＞長時間労働を改善していくため、事業所へのワーク・ライフ・バランスの啓発とともに、先進企業の好事例等の情報の収集や提供を積極的に行います。	ワーク・ライフ・バランスを推進するための発注方法などに関する情報の収集に努めた。	3、計画どおり	本市に適応する好事例等の情報を得ることは出来なかったが、昨今、建設現場では技能労働者の確保が課題とされており、特に若年者の入職促進を促すには現場の長時間労働などの労働環境を改善する必要性が言われる中、発注者の取り組みなども事例として公表されていることから、引続き事例等の情報収集等に努める。	事例等を多く保有している国、府などの情報から事例等を確認した。	契約検査課
Ⅱ	5	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜事業所への男性の育児・介護休暇取得の啓発＞男性の仕事と子育て・介護の両立のための制度の定着を促進します。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知しましたが、制度の利用はありませんでした。また国や他機関が作成した、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行いました。	3、計画どおり	国や他機関が作成した啓発冊子等を配布する等、事業所への男性への育児・介護休暇所得の啓発を行った。	コロナ禍のため、郵便等で周知を行った。	人権推進課
Ⅱ	5	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜市役所内への男性の育児・介護休暇取得の啓発＞男性の仕事と子育て・介護の両立のための制度の定着を促進します。	「休暇の手引き」に加え、「育休等パンフレット」を作成し、制度の周知に取り組んだ。 ①子どもが生まれた男性職員総数(人)2人 うち、出産補助休暇取得者数(人)とその割合(%) 2人(100%) うち、育児休業取得者数(人)とその割合(%) 1人(50%)	2、計画をやや上回る	子どもが生まれたほとんどの男性職員が出産補助休暇を取得し、一人が育児休業を取得した。今後も、育児制度の周知徹底を図り、男性の育児参加を促すよう努める。	休暇の手引きや育休パンフレットを作成・改訂し、庁内イントラネットへ掲載し、男性・女性に限らず仕事と育児の両立支援に努めた。	人事課
Ⅱ	5	(2)	企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価	＜顕彰制度の創設＞仕事と生活の調和や男女平等参画に積極的に取り組む事業所に対する顕彰制度について検討します。	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定を促進し、大阪府の男女いきいき元氣宣言事業者の登録について情報提供を行いました。	3、計画どおり	先進事例や市内事業所のニーズ等を総合的に勘案し、仕事と生活の調和や男女平等参画に積極的に取り組む事業所に対する顕彰制度について検討。	コロナ禍のため、郵便等で周知を行った。	人権推進課

Ⅱ	5	(2)	企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価	＜事業主行動計画策定の支援＞女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定が努力義務である事業所（常時雇用労働者数が300人以下）に対して、策定を働きかけます。	大阪府労働局等関係機関からの情報提供を行いました。	3、計画どおり	大阪府労働局等関係機関からの情報提供を行う等して、企業における仕事と子育て、介護の両立支援の取り組みについて広報、啓発を行った。	コロナ禍のため、郵便等で周知を行った。	人権推進課
Ⅱ	5	(2)	企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価	＜事業主行動計画策定の支援＞女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定が努力義務である事業所（常時雇用労働者数が300人以下）に対して、策定を働きかけます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発に努めました。	3、計画どおり	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発に努めました。	自発的な計画策定を促すため、最新の情報提供に努める必要があるため。	産業観光課
Ⅱ	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	・午後7時までの延長保育の実施 ・産休明け保育の実施 ・病児保育（体調不良型）の実施	3、計画どおり	保育人材の確保	民間保育施設への補助金の確保	保育子ども課
Ⅱ	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	地域子育て支援センターや子ども総合支援センター、認定こども園、保育所、幼稚園、関係公共機関において、子育てに関する情報を提供した。	3、計画どおり	コロナ禍での情報共有・情報提供のあり方の検討及びより一層のICTの活用	日頃からの関係機関との連携体制の構築	保育子ども課
Ⅱ	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	地域子育て支援センター、関係公共機関において、子育てに関する情報を提供した。 また、子ども関係機関が連携しホームページ「せんなん子育てネット」を運営し、子育て支援情報を一元化して提供した。	3、計画どおり	関係公共機関への情報提供およびホームページを活用することで子育て支援情報を提供した。	外へ出ることによる不安を感じている家庭も多くみられるため、登録利用者への手紙郵送、電話訪問、SNS(YOUTUBE配信)等からも情報提供を行った。	家庭支援課・保育子育て課
Ⅱ	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	地域子育て支援センター事業を実施 ○出前保育の実施 ・各地域の公園・公共施設を利用して行う出前保育 不定期（月1回）→実施 ・イベントの出前保育 季節、伝承行事にあった時期→中止 ○育児サークルの育成 「サークルの・わ！」概ね月1回→希望者無し	4、計画をやや下回る	緊急事態宣言、まん延防止等重点措置期間中は各事業を中止したため、計画を下回った。それ以外は実施しているが、安心して参加できるような感染対策が必要。	マスクを着用できない小さな子どもが中心となるので、密集する状況を作らないよう人数制限をして事業を実施した。大きなイベントではなく、普段の広場の中で季節感や伝承行事などを感じられるよう工夫をした。	家庭支援課
Ⅱ	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	地域子育て支援センター、関係公共機関において、子育てに関する情報を提供していく。	3、計画どおり	関係公共機関への情報提供およびホームページを活用することで、子育て支援情報を提供した。	各機関でチラシを配架しているがコロナ禍でなかなかチラシを手にはできない家庭も増えていたのではないかと考え、子育て家庭が目にしやすと思われる地域の掲示板・スーパー・病院などにポスター掲示を行った。	家庭支援課

Ⅱ	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	子育てフォーラムの開催→中止 7月8日 1部9:20～10:20 2部11:00～12:00 赤ちゃん教室 5月20日10:00～11:30→中止 10月7日10:00～11:30→回数を減らして実施 11月18日10:00～11:30→実施	4、計画をやや下回る	感染症拡大のため子育てフォーラムは中止となった。 子育て講座は定員を縮小し計画に沿って開催した。 赤ちゃん教室は、場所を変更し、回数やスタッフ人数を減らし、内容を工夫することで行うことができた。	室内での開催については、定員を縮小し感染予防対策をしながらできるだけ実施できるように対応してきた。	家庭支援課
Ⅱ	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	小学生保護者が就労等により不在である児童を対象とし、留守家庭児童会を10施設で開設。延長保育の実施、保育内容の充実等を行い、保護者が安心して就労、子育てできるように安全で安心できる保育に努めた。	3、計画どおり	受け入れ対象を6年生まで拡大したことなどにより、利用者が増加しており、保育内容等工夫しながら、児童の放課後の安全安心な居場所となるよう運営していく必要がある。 また、平成31年4月から、午後7時までの延長保育を実施したことにより、一層の子育て支援ができるようになった。	利用する児童の安全安心な居場所となるようにに努めつつ基本的な生活習慣を身につけられるよう保育内容を充実させるとともに学校、保護者と連携を図った。	生涯学習課
Ⅱ	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	長期休業中も預かり保育を実施し、仕事と子育ての両立を支援している。 一方、在宅の保護者の子育ての悩みや閉塞感を解消できるよう、保育参加や保護者研修等、園で保護者が出会う機会を作ったり、広場事業等で園を親子の安心できる居場所・子育て相談の場として開放している。	3、計画どおり	空き教室の開放や広場の日数を増やす等、在宅で子育てをしている保護者のニーズにできる限り答えている。 預かり保育の利用は、減少傾向にあり、時間を延長してほしいとの声もある。仕事と子育てを両立している保護者や支援の必要な家庭等、多様なライフスタイルへの対応できるシステムには課題がある。	男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市次世代育成支援対策地域行動計画」に基づき、引き続き子育て支援を推進します。今後、保護者の多様なライフスタイルやニーズに対応するには、既存の事業やシステムの見直しが必要である。	指導課
Ⅱ	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	子育て情報を収集し、地域の情報コーナーや赤ちゃん絵本のコーナーでパンフレット等の情報提供と資料の貸出を行った。 関係機関との連携や出張講座(11回)などの子育て支援事業を行った。	3、計画どおり	男女平等参画の視点に配慮しながら、子育て支援事業を行った。	子育て情報の提供と、資料の貸出に努めるとともに、平日や土曜日に乳幼児のおはなし会を実施した。また、依頼があった園等への出張講座を実施した。	文化振興課図書館
Ⅱ	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	第2期泉南市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援事業を実施した。	3、計画どおり	子育て家庭の負担軽減がされるよう、就学前の児童及びその保護者向けに居場所事業を実施した。	負担軽減のための子育て支援事業については、民間のボランティア団体の協力や専門家(家庭支援課職員)に協力を頂き実施した。	青少年センター
Ⅱ	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	妊婦とその家族を対象に育児の話や沐浴体験を行う「はじめて赤ちゃん」について、利用しやすい日曜日の開催を実施した。	3、計画どおり	令和3年度は、3回(日曜日)に開催した。妊婦17人の参加の内、14組が夫婦での参加があった。夫婦での参加が多く、夫婦で赤ちゃんを迎えるための知識の習得や、沐浴練習ができた。	新型コロナの影響もあったが回数を減らさず開催することができた。 スタッフの日曜出勤の調整や、開催日を母子手帳の交付時やホームページ、広報で周知を行った。 妊娠・出産を迎える夫婦にとって、夫の役割を明確に情報提供することができた。	保健推進課

Ⅱ	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	<家族介護の支援>介護の社会化を進める介護保険サービスの周知と利用促進に努めるとともに、高齢者を介護する家族に対して男女平等参画の視点に立った支援を行います。 医療と介護に関わる専門職が協働し、在宅医療を推進のための市民啓発(WAO地域)及び認知症の啓発(サポーター養成講座)を実施した。 ・WAO地域:20か所 ・認知症サポーター養成講座:449名(累計19,079名)	3、計画どおり	コロナ禍で開催が難しかったため、コロナに関するテーマで啓発を行った。住民と対話することでニーズを把握することができ、次の活動へつなぐことができた。	感染対策を行いながら、高齢者の生活に関わる啓発や支援を実施する。	長寿社会推進課
---	---	-----	------------------------	---	---------	--	----------------------------------	---------

基本目標Ⅱ 仕事と生活のバランスづくり

主要施策6 男性にとっての男女平等参画の推進

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	3年度進捗実績	3年度進捗度	3年度の成果・課題・課題への対応等	3年度の成果に至った過程(その取り組み方)並びに、どのような努力を行ったか(できなかった場合はその理由も含む)	担当課
Ⅱ	6	(1)	男性の子育て・介護・看護・家事及び地域活動への参画の促進	＜男性向けの学習機会の提供＞料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。	男性料理教室(保健センター開催の健康教室受講後の自主グループ)はコロナウイルス感染症のため中止となった。 妊婦とその家族を対象に育児の話や沐浴体験を行う「はじめまして赤ちゃん」や育児サロン(はじめてのママサロン)を実施し、父親の参加を促した。 「はじめまして赤ちゃん」は、毎クール、父親が参加しやすい日曜開催をした。 妊娠届出時に、父及びパートナーに妊婦ジャケットの着用を勧奨。	3、計画どおり	継続実施の事業等は現状維持することができた。 父親の育児参加の最初の機会として、「はじめまして赤ちゃん」を日曜日に開催し、出産時期の夫の役割や、妊婦疑似体験・沐浴実習を提供することができた。 妊婦体験ジャケット(妊婦講事体験)を着用することで妊婦の体型の変化を理解し、妊婦を気遣う気持ちや家事等への協力を促すことができた。	父親にも参加してもらえることを周知した。 妊娠・出産を迎える夫婦にとって、夫の役割を明確に情報提供することができた。	保健推進課
Ⅱ	6	(1)	男性の子育て・介護・看護・家事及び地域活動への参画の促進	＜男性向けの学習機会の提供＞料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。	所管団体等への情報提供に努めました。	3、計画どおり	所管団体等への情報提供を行うことで、男性向けの学習機会の提供につながった。	所管団体等への情報提供を行った。	政策推進課
Ⅱ	6	(1)	男性の子育て・介護・看護・家事及び地域活動への参画の促進	＜男性向けの学習機会の提供＞料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い様々なイベント、講座が自粛、中止となる中、取組を減少させざるを得なかった。	4、計画をやや下回る	新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した取組への対応方法については各担当課だけで対応するのではなく全庁的な課題対応が必要である。	新しい生活様式に則した取組方法の確立の検討を行った。	生涯学習課
Ⅱ	6	(1)	男性の子育て・介護・看護・家事及び地域活動への参画の促進	＜男性向けの学習機会の提供＞料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。	男性料理クラブへの活動支援。コロナ禍でも安全で利用しやすい環境のための各種相談とフィードバック。活動内容や新規加入者の募集を、Webで情報発信するための支援を行う。	4、計画をやや下回る	男性でも、料理を主体的に学ぶグループがあることをWebで情報発信できた。	料理は、感染確率が高いため、利用方法について慎重に精査した。その上で、Webによる情報発信を行い、家庭生活、子育て等への学習意欲を向上させたい。	文化振興課公民館
Ⅱ	6	(1)	男性の子育て・介護・看護・家事及び地域活動への参画の促進	＜男性向けの学習機会の提供＞料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。	父親が参加しやすい講座の企画として自然観察会等を企画したが、新型コロナウイルス感染症により中止となった。	5、計画を大幅に下回る	講座の定員数の設定を含めた感染症対策をしっかりと行って計画していたが、緊急事態宣言の発出等により中止せざるを得なかった。	感染拡大を防ぐため、講座実施日の進行マニュアルの作成や安全管理マニュアルの見直し等を行った。	青少年センター

Ⅱ	6	(1)	男性の子育て・介護・看護・家事及び地域活動への参画の促進	＜男性向けの学習機会の提供＞料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。	男女平等参画社会づくり講座Ⅱ「うちのマネー講座・全2回」を開催（延べ27名参加） ・男女平等参画都市宣言啓発講演会「コロナ過での災害 どう考える？防災と危機管理」を開催。（延べ16名参加）	3、計画どおり	男性を対象とした講座を開催することはできなかったが、講座については、少人数であるが男性の参加者もあり、男女平等参画の視点を養うことができ、男性の子育て支援のための学習機会となった。	講座の開催の案内については、男性も参加しやすいように、広報や周知を工夫する必要がある。	人権推進課
---	---	-----	------------------------------	---	--	---------	---	--	-------



誰もが自分らしく生きられる 暮らしづくり

基本目標 III

基本目標Ⅲ 誰もが自分らしく生きられる暮らしづくり

主要施策7 さまざまな困難を抱える人々の生活の安定と自立への支援

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	3年度進捗実績	3年度進捗度	3年度の成果・課題・課題への対応等	3年度の成果に至った過程(その取り組み方)並びに、どのような努力を行ったか(できなかった場合はその理由も含む)	担当課
Ⅲ	7	(1)	高齢者・障害者の生活の充実	＜高齢者の就労機会等の拡大＞男女平等参画の視点に立って、シルバー人材センターとの連携を強化します。	シルバー人材センターへ補助金を交付し、高齢者の経済的自立のための就労支援や働く場の確保に努めた。	3、計画どおり	シルバー人材センターへ補助金を交付し、高齢者の経済的自立のための就労支援や働く場の確保に努めたが、会員の確保および、予算の確保が課題となる。	シルバー人材センターの広報誌の設置、ポスターの掲示等を行った	長寿社会推進課
Ⅲ	7	(1)	高齢者・障害者の生活の充実	＜公的介護保険など介護の社会化の充実＞男女平等参画の視点に立って「泉南市第6期高齢者保健福祉計画(老人保健福祉計画・介護保険事業計画)」を推進します。	地域包括支援センター等と協働して事業の推進に取組んだ。 ・WAO体操2(介護予防体操):市内24か所 ・MCI(軽度認知障害)予防教室:市内20か所	4、計画をやや下回る	コロナ禍で高齢者が外出を控えるため、新規の通いの場の開設及び継続開催が難しい状況だった。	感染対策を行い適切に開催できるよう、消毒薬等の支援を行った。	長寿社会推進課
Ⅲ	7	(1)	高齢者・障害者の生活の充実	＜障害者の生活自立の支援＞男女平等参画の視点に立って「第4次泉南市障がい者計画」などを推進します。	令和2年度に策定した令和3年度からの「第5次泉南市障害者計画」を計画的に推進した。	3、計画どおり	令和3年度からの第5次泉南市障害者計画を計画的に推進している。	令和3年度からの第5次泉南市障害者計画を計画的に推進し、自立支援協議会において、進捗管理を実施した。	障害福祉課
Ⅲ	7	(1)	高齢者・障害者の生活の充実	＜ピアカウンセリングへの支援＞ピアカウンセリングへの支援をします。	身体、知的、精神の障害者相談員の他、相談支援事業所において、身体、精神のピアカウンセリングを実施した。	3、計画どおり	身体、知的、精神の障害者相談員、相談支援事業所において、身体、精神のピアカウンセリングを実施した。	障害者相談員を障害当事者・親の計6名に委嘱。相談支援事業所において、身体(肢体・聴覚・視覚)、精神のピアカウンセリングを実施した。	障害福祉課
Ⅲ	7	(2)	ひとり親家庭への支援	＜ひとり親家庭への経済・生活支援＞児童扶養手当の支給や、母子・父子・寡婦福祉貸付金の貸付け、生活保護の母子加算など、経済的支援策を実施します。	全被保護世帯のうち、父子または母子家庭31世帯(令和4年3月末時点)に母子加算を認定している。	3、計画どおり	母子加算があることにより、ひとり親世帯の経済的基盤が厚くなる。一方で加算額が高すぎると生活保護からの自立を阻害する。	法律に定められた認定であるため、成果に至るまでの特段の課題は存在しない。	生活福祉課
Ⅲ	7	(2)	ひとり親家庭への支援	＜母子家庭の母親の就労支援＞地域就労支援センターの就労支援を充実します。	地域就労支援センターで、就労相談を行い、3年度の母子家庭の相談件数は0件でした。	3、計画どおり	地域就労支援センターで、就労相談を行い、3年度の母子家庭の相談件数は3件でした。	母子家庭の母親への就労相談を充実し、就労に向けた支援を充実させる必要があるため。	産業観光課

Ⅲ	7	(2)	ひとり親家庭への支援	＜養育費の確保のための支援＞子どもの権利であり離れて暮らす親としての当然の責務であることが認知されるよう啓発に努めるとともに、養育費を確保するための相談等の支援を行います。	相談を通じ、既存の制度や施策の紹介、養育費の必要性についての情報提供を随時行った。 離婚届に記入欄ができたことにより、意識付けができ請求する人が増えた。	2、計画をやや上回る	今後も離婚前相談時に養育費の取得手続きや取り決め方法等に関する情報提供を行う。	相談を通じ、既存の制度や施策の紹介、重要性についての情報提供を随時行う。	生活福祉課
Ⅲ	7	(2)	ひとり親家庭への支援	＜養育費の確保のための支援＞子どもの権利であり離れて暮らす親としての当然の責務であることが認知されるよう啓発に努めるとともに、養育費を確保するための相談等の支援を行います。	「女性のための電話相談」、「女性相談（面接）」等において、相談内容に応じて随時、養育費等に関する情報提供を行っている。	3、計画どおり	具体的な相談内容に応じ、個別に養育費等に関する情報を提供していくことで、一定の支援を図ることができている。引き続き、相談業務を通じて支援を行っていく。	出来る限りの情報提供に努めた。	人権推進課
Ⅲ	7	(2)	ひとり親家庭への支援	＜ひとり親家庭への経済・生活支援＞児童扶養手当の支給や母子・父子・寡婦福祉貸付資金の貸付け、生活保護の母子加算など、経済的支援策を実施します。	ひとり親家庭に対し、母子父子自立支援員が相談を実施し、貸付金の情報提供、申請等を行う。又、必要に応じて就労支援を行等、自立のための支援を行った。 自立支援教育訓練給付金、相談件数18件のうち利用者：4件（そのうち父子家庭1件） ・高等職業訓練促進給付金、相談件数20件のうち支給対象者：7件（母子家庭のみ） ・専門学校への合格者のみが見利用になる。	2、計画をやや上回る	高等職業訓練促進給付金は専門学校への合格者が対象となる為、合否により支給対象人数が決定される。今回は合格率もよく、教育訓練給付金についても当初見込み数より利用が多く、父子家庭の利用があり、周知の定着効果が見受けられた。	広報での周知のほか窓口での情報提供や担当課でのチラシの配下を行っている。 貸付についても個々の状況に応じて申請の受付や関係機関に繋いでいる。	家庭支援課 （子ども給付係）
Ⅲ	7	(2)	ひとり親家庭への支援	＜養育費の確保のための支援＞子どもの権利であり、離れて暮らす親としての当然の責務であることが認知されるよう啓発に努めるとともに養育費を確保するための相談の支援を行います。	相談を通じ、既存の制度や施策の紹介、養育費の必要性についての情報提供を随時行った。養育費については離婚届け時にも記入の必要性があるため、意識づけはできつつある。	2、計画をやや上回る	離婚前相談時に養育費の取り決めや手続き等について情報提供を行った。	主に離婚前相談時に、養育費の必要性について情報提供をすると共に請求の手続きについても説明、助言を行った。	家庭支援課 （子ども給付係）
Ⅲ	7	(3)	在住外国人女性とその子どもの生活の充実	＜在住外国人女性等への支援＞在住外国人女性等が安心して暮らせるよう、情報提供や相談を充実します。	市役所玄関ホール及び男女平等参画ルームの情報コーナーに、啓発紙等を配架し情報提供に努めるとともに、「女性のための電話相談」、「女性相談（面接）」を実施した。 「泉南市 市役所サービスガイドブック」の5か国語翻訳版において「女性相談（面接）」、「女性のための電話相談」の情報を掲載し、情報提供を行っている。	3、計画どおり	日本語を話すことができる、もしくは読むことができる外国人に対する一定の支援は、図ることができている。それができない外国人に対する支援を図っていくことが課題なので、相談スタッフや啓発誌等の多言語化を進めていく必要がある。	「泉南市 市役所サービスガイドブック」の5か国語翻訳版において「女性相談（面接）」、「女性のための電話相談」の情報を掲載し、情報提供を行っている。	人権推進課

Ⅲ	7	(3)	在住外国人女性とその子どもの生活の充実	＜在住外国人女性等への支援＞在住外国人女性等が安心して暮らせるよう、情報提供や相談を充実します。	市民ボランティアによる国際交流事業等の支援を行った。 また、在住外国人女性等への支援の一環として、「泉南市 市役所サービスガイドブック2016」5か国語翻訳版を活用し、継続して情報提供に努めました。	3、計画どおり	市民ボランティアによる国際交流事業等の実施を支援するとともに、「泉南市 市役所サービスガイドブック2016」を窓口をはじめ、公共施設でも配布することにより、広く情報を提供しました。	「泉南市 市役所サービスガイドブック2016」の配架を継続した。	政策推進課
Ⅲ	7	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困を次世代に引き継がないための支援の充実＞成育家庭の状況にかかわらず、子どもが基本的な生活習慣や自尊心・自立心などを身につけることができるよう、家庭における教育に対する支援を行います。	留守家庭児童会在籍児童に、就労等で不在の保護者に代わり、基本的な生活習慣を身につけることができるよう支援を行った。	3、計画どおり	留守家庭児童会在籍児童に、就労等で不在の保護者に代わり、基本的な生活習慣を身につけることができるよう支援を行った。	留守家庭児童会での各活動において、他者との関わりやルールを守ることで、児童が基本的な生活習慣を身につけられるよう支援を行った。	生涯学習課
Ⅲ	7	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困を次世代に引き継がないための支援の充実＞成育家庭の状況にかかわらず、子どもが基本的な生活習慣や自尊心・自立心などを身につけることができるよう、家庭における教育に対する支援を行います。	親子教室や乳幼児健診の場の子育て相談等を通じて、個別の支援が必要な家庭に対し、他機関と協力し支援を行った。	3、計画どおり	健診等の機会において、個別支援が必要な家庭を把握し、必要に応じた支援をすることができている。	問診等により、個別支援が必要な親子を把握するよう努めた。	保健推進課
Ⅲ	7	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困を次世代に引き継がないための支援の充実＞成育家庭の状況にかかわらず、子どもが基本的な生活習慣や自尊心・自立心などを身につけることができるよう、家庭における教育に対する支援を行います。	家庭教育支援関係資料の収集を行い、地域の情報拠点として情報提供と資料の貸出を行った。	3、計画どおり	情報提供や資料の貸出により、家庭における教育に対する支援を行った。	幅広い資料や情報の収集に努め、ウェブサイト等での情報発信等、多くの方に情報が届くよう広報に努めた。 特に10代の居場所コーナーでは、子どもとその保護者、支援者に役立つ資料の収集、展示、貸出を行った。	文化振興課図書館
Ⅲ	7	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困を次世代に引き継がないための支援の充実＞成育家庭の状況にかかわらず、子どもが基本的な生活習慣や自尊心・自立心などを身につけることができるよう、家庭における教育に対する支援を行います。	■自立相談支援事業 ・相談支援の実施(新規相談受付件数)190件 ■住居確保給付金 ・申請者受付及び支給実施 4件 ■就労準備支援事業 ・9人 ■学習支援事業 ・週1回学習会を実施 ・高等学校進学率100%	3、計画どおり	・新規対象者の掘り起こしの余地は大いにあると思われる。 ・学習支援について、市内1箇所の開催なので遠くて参加できないこともあり、各中学校(4箇所)での開催が必要。	・広報活動を積極的に行い事業の周知を徹底する。 ・ケースワーカーに貧困家庭への事業の周知依頼 ・校園長会での広報活動 ・上述取り組みにより生徒数および講師の確保を行い開催箇所数の増に努める	生活福祉課
Ⅲ	7	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜多様な教育機会の保障＞ひとり親家庭の子どもや在住外国人の親をもつ子どもなどの自立の前提となる生活面での支援、学習面での支援を地域の中で行います。	自立の前提となる生活面での支援を行う為、火を使わずに、子どもが簡単に作れる料理教室を計画した。	4、計画をやや下回る	講座の開催は新型コロナウィルス感染症対策のため実施できなかった。出来る限りの感染症対策を行ったが、飲食に関する講座のため、実施を見送った。	講座としての開催はできなかったが、教育委員会ブランドチャンネルにおいて、「おうちでやってみよう！かんたんものづくり！」シリーズの一つとして、講座で実施予定だった内容を動画として公開した。	青少年センター

Ⅲ	7	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜多様な教育機会の保障＞ひとり親家庭の子どもや在住外国人の親をもつ子どもなどの自立の前提となる生活面での支援、学習面での支援を地域の中で行います。	留守家庭児童会在籍児童に、就労等で不在の保護者に代わり、基本的な生活習慣を身につけることができるよう支援を行った。	3、計画どおり	留守家庭児童会在籍児童に、就労等で不在の保護者に代わり、基本的な生活習慣を身につけることができるよう支援を行った。	留守家庭児童会での各活動において、他者との関わりやルールを守ることで、児童が基本的な生活習慣を身につけられるよう支援を行った。	生涯学習課
Ⅲ	7	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜多様な教育機会の保障＞ひとり親家庭の子どもや在住外国人の親をもつ子どもなどの自立の前提となる生活面での支援、学習面での支援を地域の中で行います。	学校や園との連携により、社会見学、園外保育、職業体験学習、調べ学習などの学習機会の提供を行い、朝の読書活動や学級文庫への貸出も行った。	3、計画どおり	多言語資料を積極的に提供することで多文化を知り、国際理解につながる機会を提供できた。	「いろいろな国の言葉で書かれた本」コーナー等で、積極的に資料の展示を行うとともに、学校・園等と協力して国際理解につながる資料の貸出を行った。	文化振興課図書館
Ⅲ	7	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜社会生活を円滑に営む上での困難に直面する子ども・若者への支援＞無職の女性が「家事手伝い」として潜在化することを考慮した多面的な支援を行います。	子どもたちが生き抜く力をつけるため、様々な知識を身につけ、体験する機会となる講座を計画・実施した。	4、計画をやや下回る	一部の講座は新型コロナウイルス感染症対策のため中止となったが、プログラミング体験や自然体験、物づくり講座の実施等、様々な体験活動を実施した。	知識や体験する機会をより、多くの子どもたちが参加できるように、講座の開催時にアンケートを実施する等の取り組みを行った。	青少年センター
Ⅲ	7	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜社会生活を円滑に営む上での困難に直面する子ども・若者への支援＞無職の女性が「家事手伝い」として潜在化することを考慮した多面的な支援を行います。	女性相談等で個別ケースへの対応は行いながら、「男女平等参画社会づくり講座」を実施し、女性のエンパワメントを図った。	3、計画どおり	それぞれの特性に応じた対応には限界はあるが、関係課・関係機関との連携を強化し、多面的な支援について出来る限り図れるよう努めた。	コロナ禍のため、十分な対応とはいかなかったものの、支援に努めた。	人権推進課

基本目標Ⅲ 誰もが自分らしく生きられる暮らしづくり

主要施策8 相談機能の充実

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	3年度進捗実績	3年度進捗度	3年度の成果・課題・課題への対応等	3年度の成果に至った過程(その取り組み方)並びに、どのような努力を行ったか(できなかった場合はその理由も含む)	担当課
Ⅲ	8	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、被害者支援のワンストップサービスの構築を推進します。	●フェミニストカウンセリングの充実については、女性相談を実施。 【女性相談(面接)の実施】 ▽毎月 第1金曜日13:00～16:00 第2火曜日18:00～21:00 第4金曜日10:00～13:00 3年度の相談件数 98件 【女性のための電話相談】 ▽毎週木曜日(祝日・第5木曜日を除く)10:00～12:00 3:00～15:00 3年度の相談件数 59件 ●DV防止連絡会議代表者会議は、コロナ禍のため書面会議とした、	2、計画をやや上回る	女性相談(面接)については、近年の相談件数はほぼ横ばいであるが、電話相談については、昨年度より増加しており、継続して相談に応じている傾向にある。 また、DV防止連絡会議については、コロナ禍により書面会議とした。	広報等により、啓発に努めた。	人権推進課
Ⅲ	8	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、被害者支援のワンストップサービスの構築を推進します。	ひとり親相談において、関係機関と連携を図りながら、個々にあった情報提供を行う。又、就労相談では、プログラム策定によりハローワークや企業に繋ぎ支援を行った。	3、計画どおり	今後も引き続き個々にあった情報提供を行う。就労相談ではハローワークや企業と連携し、プログラム策定員による就労支援を行った。	ひとり親相談において、関係機関と連携を図りながら、個々にあった情報提供を行う。又、就労相談では、プログラム策定によりハローワークや企業へつなぎ、支援を行う。	生活福祉課
Ⅲ	8	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、被害者支援のワンストップサービスの構築を推進します。	相談、救援活動を行う府・関係機関・NPO(民間非営利組織)との連携により支援を実施した。	3、計画どおり	関係部局や関係機関の連携を強化	事例について、ケース会議を行い、問題の共有を図るとともに、各機関の役割を確認する等をおこなった。	長寿社会推進課
Ⅲ	8	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、被害者支援のワンストップサービスの構築を推進します。	障害者相談支援事業所(市内3箇所)を中心に総合相談を実施した。	3、計画どおり	障害者相談支援事業所を中心に総合相談を実施した。	障害者相談支援事業所を中心に総合相談を実施、相談内容によって、関係部局や関係機関とも連携した。	障害福祉課
Ⅲ	8	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、被害者支援のワンストップサービスの構築を推進します。	他機関との連携を強化し、相談窓口の強化を推進した。	3、計画どおり	特に、妊娠届出時においては、保健師が「母子保健すくすくスケジュール」を用いて全数面接を行い、母子保健分野の支援体制を説明している。 母子健康手帳交付数:392件	わかりやすい資料作りと、きめ細かな説明を行った。	保健推進課

Ⅲ	8	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、被害者支援のワンストップサービスの構築を推進します。	社会保険労務士による労働相談を年4回実施し、相談件数は1件ありました。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年34回実施し、相談件数は192件ありました。	3、計画どおり	社会保険労務士による労働相談を年4回実施し、相談件数は1件ありました。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年34回実施し、相談件数は192件ありました。	様々な労働問題に対して、専門的な見地より助言を行う必要があるため。	産業観光課
Ⅲ	8	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、被害者支援のワンストップサービスの構築を推進します。	ひとり親相談において、関係機関と連携を図りながら、個々にあった情報提供を行う。又、就労支援ではハローワークや企業と連携して支援を行った。	2、計画をやや上回る	必要に応じ各機関と連携を図り、個々に合った支援を行った。就労支援では当初の目標数を上回り、手厚い支援ができた。	充実した支援ができるように、相談者が求めていることを的確に把握できるように努めると共に、関係機関との連携を強化した。	家庭支援課 (子ども給付係)
Ⅲ	8	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、被害者支援のワンストップサービスの構築を推進します。	子ども相談について、家庭児童相談室、地域子育て支援センター、その他関係機関と連携し支援を行った。	3、計画どおり	関係機関と情報共有し、連携強化を図った。	適切な支援を行うため、関係機関と調整し、多職種のチームで支援を行った。	家庭支援課
Ⅲ	8	(2)	相談にあたる相談員に対する研修の充実	＜男女平等参画の視点に立ったさまざまな相談窓口の担当者の研修の充実＞男女平等参画の視点が浸透するよう、さまざまな相談窓口の担当者の研修を充実します。	相談員・支援員のためのスキルアップ講座を開催の予定であったが、コロナ禍のため未実施。	5、計画を大幅に下回る	コロナ禍においてもできるように工夫した取り組みを検討する。	コロナ禍のため、十分な対応に至らなかった。	人権推進課
Ⅲ	8	(2)	相談にあたる相談員に対する研修の充実	＜男女平等参画の視点に立ったさまざまな相談窓口の担当者の研修の充実＞男女平等参画の視点が浸透するよう、さまざまな相談窓口の担当者の研修を充実します。	相談窓口の担当者の男女平等参画意識の醸成を図るため、研修実施に際しては、周知を行い参加を促進した。	4、計画をやや下回る	さまざまな相談窓口設置課等において、担当者の育成を実施する必要がある。	令和3年度は相談業務に活かせるような研修を実施することができなかった。次年度は監督職を対象に相談業務にも活かせる研修を実施する予定である。	人事課
Ⅲ	8	(2)	相談にあたる相談員に対する研修の充実	＜男女平等参画の視点に立ったさまざまな相談窓口の担当者の研修の充実＞男女平等参画の視点が浸透するよう、さまざまな相談窓口の担当者の研修を充実します。	市町村就職困難者就労支援担当職員(就労支援コーディネーター)養成講座に参加しました。	3、計画どおり	市町村就職困難者就労支援担当職員(就労支援コーディネーター)養成講座に参加しました。	効果的な支援を実施するため、支援担当職員の専門的見地を向上させる必要があるため。	産業観光課

基本目標Ⅲ 誰もが自分らしく生きられる暮らしづくり

主要施策9 ライフステージに対応した健康づくりの支援

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	3年度進捗実績	3年度進捗度	3年度の成果・課題・課題への対応等	3年度の成果に至った過程(その取り組み方)並びに、どのような努力を行ったか(できなかった場合はその理由も含む)	担当課
Ⅲ	9	(1)	生涯をととしての健康づくりの支援	＜妊娠・出産期の女性の健康と男性の理解促進＞妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨と、男性に向けた学習機会の提供を充実します。	保健センターHPや広報誌折込の年間行事予定表で、早期の妊娠届出の勧奨を実施した。 妊婦とその家族を対象に育児の話や沐浴体験を行う「はじめてまして赤ちゃん」は、毎クール、父親が参加しやすい日曜開催をした。	3、計画どおり	継続実施の事業等は現状維持することができた。 男性に向けた学習の機会として、「はじめてまして赤ちゃん」を日曜日に開催し、14組の夫婦の参加があった。出産時期の夫の役割や、妊婦疑似体験・沐浴実習を提供することができた。	スタッフの日曜出勤の調整や、開催日を母子手帳の交付時やホームページ、広報で周知を行った。	保健推進課
Ⅲ	9	(1)	生涯をととしての健康づくりの支援	＜性差に応じた健康支援の推進＞性差医療の重要性に関する普及啓発、情報提供、性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策を進めます。	産後の急激なホルモンバランスの変化がもたらす産後うつ等に注目した内容を盛り込んだ、産後健診(産後2週間と1か月)を実施した。	3、計画どおり	「産後健診」を実施し、必要に応じて個別支援をはかった。 産後健診受診者数 産後2週間:383人 産後1か月:382人	産後うつ等の疑いがある産婦へは訪問等支援を実施した。 産後うつ病等受診が必要な場合は、医療機関と連携した。	保健推進課
Ⅲ	9	(1)	生涯をととしての健康づくりの支援	＜健康をおびやかす問題についての対策の推進＞HIV/エイズや性感染症、薬物、喫煙、過度の飲酒が心身に及ぼす影響についての正確な情報と学習機会を提供します。	乳幼児健診や妊娠届出、肺がん検診時を活用し、飲酒や喫煙など健康に及ぼす影響を説明し、禁煙外来の紹介を実施。	3、計画どおり	継続実施の事業等は現状維持することができた。	説明とともに、視覚的にも伝わりやすい媒体を用いた。	保健推進課
Ⅲ	9	(2)	性と生殖に関する取組の充実	＜さまざまな性的指向、いわゆる性の多様性についての理解＞性の相談窓口(思春期ダイヤル等)の情報を提供します。	高等学校での性教育(命の大切さを中心とした)を1回実施。	3、計画どおり	性教育を通じて、自分を大切にすることを啓発できた。	対象に応じた分かりやすい内容や言葉に注意しながら実施した。 性教育実施後のアンケートで自分自身や相手のことを大切にしたいとの意見が多くみられた。	保健推進課
Ⅲ	9	(2)	性と生殖に関する取組の充実	＜さまざまな性的指向、いわゆる性の多様性についての理解＞性の相談窓口(思春期ダイヤル等)の情報を提供します。	女性のための電話相談等において、相談窓口の情報を提供している。	3、計画どおり	性の相談は、少ないものの、女性のための相談窓口の情報提供に努めた。	相談員・支援員のためのスキルアップ講座が実施できず、啓発などが行えなかったが、相談窓口の利用についての情報提供に努めた。	人権推進課
Ⅲ	9	(2)	性と生殖に関する取組の充実	＜さまざまな性的指向、いわゆる性の多様性についての理解＞総合的な学習の時間、保健体育、家庭科などの時間における性教育を充実させます。	「泉南市男女平等基本方針」に基づき、人権教育指導者育成講座を実施し、ヒアリング等による点検を行った。	3、計画どおり	市内幼稚園小中学校数校園において、性的マイノリティの当事者に来てもらい、教職員向けの研修や子どもたちへの講話等を実施した。	人権教育指導者育成講座にて、性的マイノリティの当事者から話を聞き、各校園での取組を進める際に大切にすることや校園でできる工夫等を考える機会を作った。	人権国際教育課



男女平等参画の意識づくり

基本目標 IV

基本目標Ⅳ 男女平等参画の意識づくり

主要施策10 男女平等参画の現実の促進

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	3年度進捗実績	3年度進捗度	3年度の成果・課題・課題への対応等	3年度の成果に至った過程(その取り組み方)並びに、どのような努力を行ったか(できなかった場合はその理由も含む)	担当課
Ⅳ	10	(1)	男女平等参画の広報・啓発の推進	＜市民に向けた広報・啓発の充実＞広報・ウェブサイト等の多様な媒体を活用して男女平等参画の意識啓発を進めます。	広報紙においては毎月概ね2ページをシリーズ人権として設け、その一部で男女平等参画の情報を掲載した。ウェブサイトにおいても同様に男女平等参画の取組や情報の提供を継続的に行った。	3、計画どおり	男女平等参画の意識啓発事業について、広報紙や市ウェブサイト掲載により、広く市民に情報を提供し、参加を促すことができた。	広報紙や市ウェブサイト掲載により、広く市民に情報を提供した。	秘書広報課
Ⅳ	10	(1)	男女平等参画の広報・啓発の推進	＜市民に向けた広報・啓発の充実＞広報・ホームページ等の多様な媒体を活用して男女平等参画の意識啓発を進めます。	グループの活動拠点となる「男女平等参画ルーム」を学習の場として提供し、市民グループの支援を行った。登録グループの連携と相互理解を図るため、ネットワークとして、ステップネット会議を開催よていとしていたが、コロナ禍により未実施。3年度登録は8グループ。	3、計画どおり	コロナ禍において、感染拡大防止対策の上、学習の場を提供。	グループの活動拠点として利用していただけるよう、感染拡大防止対策を徹底した。	人権推進課
Ⅳ	10	(1)	男女平等参画の広報・啓発の推進	＜市民との協働でつくる男女平等参画事業の推進＞男女平等参画の考え方を浸透させるために市民との協働による取組を進めます。	所管団体等への情報提供に努めました。	3、計画どおり	所管団体等への情報提供を行うことで、市民との協働でつくる男女平等参画事業の推進につながった。	所管団体等への情報提供を行った。	政策推進課
Ⅳ	10	(1)	男女平等参画の広報・啓発の推進	＜市民との協働でつくる男女平等参画事業の推進＞男女平等参画の考え方を浸透させるために市民との協働による取組を進めます。	グループの活動拠点となる「男女平等参画ルーム」を学習の場として提供し、市民グループの支援を行った。登録グループの連携と相互理解を図るため、ネットワークとして、ステップネット会議を開催よていとしていたが、コロナ禍により未実施。3年度登録は8グループ。	3、計画どおり	コロナ禍において、感染拡大防止対策の上、学習の場を提供。	グループの活動拠点として利用していただけるよう、感染拡大防止対策を徹底した。	人権推進課
Ⅳ	10	(2)	事業所等に向けての広報・啓発の推進	＜事業所等に向けての広報・啓発の推進＞男女平等参画についての理解を深めるため、あらゆる機会を活用して広報、啓発に努めます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発に努めました。	3、計画どおり	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発に努めました。	関係機関から提供される労働に関連する最新の情報を速やかに発信し、広報・啓発に努める必要があるため。	産業観光課

IV	10	(2)	事業所等に向けての広報・啓発の推進	＜事業所等に向けての広報・啓発の推進＞ 男女平等参画についての理解を深めるため、あらゆる機会を活用して広報、啓発に努めます。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知しましたが、制度の利用はありませんでした。またハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行いました。	3、計画どおり	男女参画に対する広報、啓発と、事業所の大阪企業人権協議会サポートセンター主催の人権研修について助成制度の周知に努めた。	男女参画に対する広報、啓発と、事業所の大阪企業人権協議会サポートセンター主催の人権研修について助成制度の周知に努めた。	人権推進課
IV	10	(3)	男女平等参画を推進する文化創造・表現活動の推進	＜メディア・リテラシーに関するセミナーの開催＞男女平等参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力(メディア・リテラシー)を養うための啓発・学習機会を提供します。	情報収集や図書の閲覧等ができる交流スペース、グループ等が学習や会議ができるスペース、女性相談や電話相談ができる相談室を備えた「せんなん男女平等参画ルーム(ステップ)」を開設し、啓発・学習機会を提供した。 ▽情報収集・提供事業 * 収集資料 図書4冊追加(現在774冊)その他、雑誌、ビデオ、DVD、行政資料、パンフレット、リーフレット、チラシ * 貸出冊数77冊、DVD貸出枚数0枚、延べ貸出人数15人 ▽ルーム利用状況人(女性903人・男性3人) ▽ルーム登録グループ8グループ。	3、計画どおり	ルーム利用者が主体的に情報を読み解くことができるよう、毎年、新規図書を充実させ、啓発・学習資料として活用している。	毎年、新規図書を充実させ、啓発・学習資料として提供している。	人権推進課
IV	10	(3)	男女平等参画を推進する文化創造・表現活動の推進	＜メディア・リテラシーに関するセミナーの開催＞男女平等参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力(メディア・リテラシー)を養うための啓発・学習機会を提供します。	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い様々なイベント、講座が自粛、中止となる中、取組を減少させざるを得なかった。	4、計画をやや下回る	新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した取組への対応方法については各担当課だけで対応するのではなく全庁的な課題対応が必要である。	新しい生活様式に則した取組方法の確立の検討を行った。	生涯学習課
IV	10	(3)	男女平等参画を推進する文化創造・表現活動の推進	＜メディア・リテラシーに関するセミナーの開催＞男女平等参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力(メディア・リテラシー)を養うための啓発・学習機会を提供します。	Web公民館まつりや展示会を開催し、公民館定期利用団体が、普段の活動成果を、発表、公開できる場を作り、自ら情報発信できる環境の推進を図った。	3、計画どおり	公民館内で作品を展示したり、活動発表会を開催した。また、Web上でも活動内容や作品を公開できるようにした。	今までの活動発表、作品公開は、公民館内で行われていたが、今年度は、Web上でも公開を行い、進展した。	文化振興課公民館
IV	10	(3)	男女平等参画を推進する文化創造・表現活動の推進	＜メディア・リテラシーに関するセミナーの開催＞男女平等参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力(メディア・リテラシー)を養うための啓発・学習機会を提供します。	性別に関係なく、日々の生活に役立つ多様な資料を収集し、学習機会の提供を行った。	3、計画どおり	多様なニーズに対応できるよう、様々な資料を提供することで、学習機会の提供を推進した。	情報の収集、及び多様な資料の購入に努めた。	文化振興課図書館

IV	10	(3)	男女平等参画を推進する文化創造・表現活動の推進	＜子どもに向けた男女平等に関する学習機会の提供＞市民活動グループと協働して子どもが男女の人権や男女平等について学ぶための学習機会の提供を推進します。	全世代を対象にして、日本に伝わる疫病封じの妖怪アマビエをモデルにした各種作品を募集。その後、集まった作品の展示会を公民館とWeb上で通年開催した。	3、計画どおり	すべての世代の人が、アマビエ作品の創造、鑑賞を体験できた。	より多くの人が参加するように効果的な広報活動を行った。	文化振興課公民館
IV	10	(3)	男女平等参画を推進する文化創造・表現活動の推進	＜子どもに向けた男女平等に関する学習機会の提供＞市民活動グループと協働して子どもが男女の人権や男女平等について学ぶための学習機会の提供を推進します。	子ども向けの資料の充実を図り、学習機会の提供を行った。	3、計画どおり	人権や男女平等についての子どもの向け資料の貸出を行い、学習機会の提供を推進した。	情報の収集、及び多様な資料の購入に努めた。	文化振興課図書館
IV	10	(3)	男女平等参画を推進する文化創造・表現活動の推進	＜子どもに向けた男女平等に関する学習機会の提供＞市民活動グループと協働して子どもが男女の人権や男女平等について学ぶための学習機会の提供を推進します。	子どもたちが活動するあらゆる場面を、固定的な性別にとらわれない視点で事業が行えた。	3、計画どおり	男女の区別や障害の有無等、年齢差等の差異に関係なく、誰もが安全に安心できる居場所の提供や、講座を実施することが出来た。	日常の子どもたちの様子を職員間で共有し、必要と思われる講座の内容や、居場所の提供について意見交換を行っている。	青少年センター
IV	10	(3)	男女平等参画を推進する文化創造・表現活動の推進	＜男女平等参画の視点に立った文化活動への参加の支援＞文化や芸術の発展は平和の基盤であるという視点から、男女平等参画の視点に立った女性の文化活動への参加・参画の支援をします。	子どもから大人、男女を問わず、すべての人が文化活動に参加でき、お互いに交流できることを目指して、下記のようなイベントを実施した。 ・疫病封じの妖怪「アマビエ」作品 募集&展示会（通年） 展示会は、ウェブ上でも実施した。	3、計画どおり	女性のみならず、小学生の子供の参加もあり、すべての世代、性別を問わず、多くの人たちが、アマビエ作品を創造し、鑑賞することができたと考えている。 また、オンライン展示会は、地理的に遠く離れている方でも、作品を鑑賞できる機会を提供したと考える。 女性を含め、すべての人々に、男女平等参画の視点に立った文化活動の参加推進ができたと思う。	アマビエ作品を募集するにあたり、多くの人が有効に活用できるオリジナル冊子が必要だと考えた。そこで、子どもからお年寄りまでの全世代を対象にして、分かりやすく、手に取ってもらえるような資料の作成に力を入れた。 この冊子は、紙媒体だけでなく、電子媒体も作成し、市ウェブサイトでも配布した。	文化振興課公民館

基本目標Ⅳ 男女平等参画の意識づくり

主要施策11 男女平等参画を促進するための教育の充実

基本 目標	主要 施策	小分 類	施策の方向	具体的取組	3年度進捗実績	3年度 進捗度	3年度の成果・課題・課題への対応 等	3年度の成果に至った過程(その取 り組み方)並びに、どのような努力 を行ったか(できなかった場合はそ の理由も含む)	担当課
Ⅳ	11	(1)	男女平等参画を推進する学校教育の充実	＜市内の幼稚園・小・中学校における男女平等教育の推進＞「泉南市男女平等教育基本方針」に基づき、男女平等教育を推進します。	「人権教育基本方針・推進プラン」「人権保育基本方針・推進プラン」及び「泉南市男女平等教育基本方針」により、各校園所で人権教育・保育推進計画を作成し、その計画の点検・総括を行った。	3、計画どおり	各校園から提出された人権教育推進計画をもとに、ヒアリングにて各校園での男女平等教育の実施状況を確認した。	各校園から提出された人権教育推進計画をもとに、ヒアリングにて各校園での男女平等教育の実施状況を確認した。	人権国際教育課
Ⅳ	11	(1)	男女平等参画を推進する学校教育の充実	＜市内の幼稚園・小・中学校における男女平等教育の推進＞「泉南市男女平等教育基本方針」に基づき、男女平等教育を推進します。	「泉南市男女平等教育基本方針」に基づき、男女平等教育を推進した。	3、計画どおり	男女平等教育の推進について、学校園長を通じ、取組の推進について確認することができた。	学校園教育計画に男女平等教育を位置づけ、担当者を設けるなど、学校園内における教職員研修の充実を図った。	指導課
Ⅳ	11	(1)	男女平等参画を推進する学校教育の充実	＜性別にとらわれない職業観の醸成＞性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力に応じた職業選択の可能性を提示し、職業観を育てる教育を実施します。	教育関係者の、ジェンダーに対する理解を深め、男女平等参画の視点を持った教育・保育実践の充実を図った。	3、計画どおり	職業体験学習などにおいて、性別にとらわれない職業観の醸成につながる教材を活用した実践研究を進めている。	引き続き、ジェンダーに対する理解を深め、性別にかかわらず、自分のやりたい職業を選択できるよう職業体験を計画する。	人権国際教育課
Ⅳ	11	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜教職員の研修の充実＞教育関係者のジェンダーに対する理解を深め、男女平等参画の視点をもった教育・保育の実践につながる研修を充実するとともに、自主的な研究活動を支援します。	教育関係者のジェンダーに対する理解を深めるため、学校園所の園内研修において、性的マイノリティの当事者との出会いや多様な性に出会う取り組みを推進した。	3、計画どおり	教職員が当事者と出会うことで、次年度に向けての取組の共通理解が図れた。ジェンダーに関する自主的な研究活動の支援を行った。	各校園での性的マイノリティの子どもに関する情報を共有した。市教委主催で性的マイノリティの当事者と出会う研修を実施した。	人権国際教育課
Ⅳ	11	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜教職員の研修の充実＞教育関係者のジェンダーに対する理解を深め、男女平等参画の視点をもった教育・保育の実践につながる研修を充実するとともに、自主的な研究活動を支援します。	○改定保育所保育指針及び教育・保育要領に基づき、泉南市保育計画等の作成及び各施設の保育・教育の計画(保育・教育課程、指導計画)を検討し、保育・教育課程を作成した。 ○泉南市人権保育方針に基づく人権保育推進プランの点検及び人権保育の実施を行った。	3、計画どおり	職場内での人権教育に係る研修会の実施	日頃からの人権を意識した保育の実施	保育子ども課
Ⅳ	11	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜学校、園行事等での固定的な性別役割分担意識の解消の推進＞市立校園のPTA活動に男女両性が積極的に参加・参画するよう働きかけます。	学校園行事でのPTA活動に男女両性が積極的に参加・参画するよう、ヒアリングを通して働きかけた。	4、計画をやや下回る	新型コロナウイルス感染症の影響で、各校園でのPTA活動が制限され、計画通りの活動を行えていない学校園が多かった。	ヒアリング時に各校園へ働きかけた。	人権国際教育課

IV	11	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜学校、園行事等での固定的な性別役割分担意識の解消の推進＞市立校園のPTA活動に男女両性が積極的に参加・参画するよう働きかけます。	認定こども園・保育所等における保護者会活動、保護者の活動に、男女両性が積極的に参加・参画できるよう働きかけた。	3、計画どおり	コロナ禍での働きかけの手法等の検討	性別にとらわれない保護者会活動の働きかけを行った。	保育子ども課
IV	11	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜保護者への情報提供、啓発の充実＞男女平等参画の意識が浸透するように多様な媒体や方法で保護者への情報提供や啓発を充実します。	男女混合の教育活動を通した情報発信をするなかで理解を求めた。	3、計画どおり	全ての学校園での男女混合名簿をはじめ、男女混合の教育活動も定着してきた。	ヒアリング時に各学校園へ働きかけた。	人権国際教育課
IV	11	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜男女平等の視点に立った地域における子どもの学習や体験の場づくり＞子どもたちが学習や体験活動の中で男女平等意識を育めるよう学習や体験の場づくりを充実します。	留守家庭児童会在籍児童に、就労等で不在の保護者に代わり、基本的な生活習慣を身につけることができるよう支援を行った。	3、計画どおり	留守家庭児童会在籍児童に、就労等で不在の保護者に代わり、基本的な生活習慣を身につけることができるよう支援を行った。	留守家庭児童会での各活動において、他者との関わりやルールを守ること、児童が基本的な生活習慣を身につけられるよう支援を行った。	生涯学習課
IV	11	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜男女平等の視点に立った地域における子どもの学習や体験の場づくり＞子どもたちが学習や体験活動の中で男女平等意識を育めるよう学習や体験の場づくりを充実します。	全世代を対象にして、日本に伝わる疫病封じの妖怪アマビエをモデルにした各種作品を募集。その後、集まった作品の展示会を公民館とWeb上で通年開催した。	3、計画どおり	子どもから大人までの全世代に参加してもらえた。作品を作るときに、性別を考える機会も与えることができた。	アマビエ作品を募集するにあたり、多くの人が有効に活用できるオリジナル冊子が必要だと考えた。そこで、子どもからお年寄りまでの全世代を対象にして、分かりやすく、手に取ってもらえるような資料の作成に力を入れた。この冊子は、紙媒体だけでなく、電子媒体も作成し、市ウェブサイトでも配布した。	文化振興課公民館
IV	11	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜男女平等の視点に立った地域における子どもの学習や体験の場づくり＞子どもたちが学習や体験活動の中で男女平等意識を育めるよう学習や体験の場づくりを充実します。	小中学生によるジュニア司書クラブ活動などで、子どもたちの学習や体験活動の場を提供した。(活動回数12回、のべ参加人数49人)	3、計画どおり	子どもたちの積極的な活動の場として、お互いの意識を高めあう学習の場であり、体験の場となっている。コロナ感染拡大防止のため、活動日が少なかった。	コロナ禍の中にありながら、対策を行ったうえで活動を実施した。緊急事態宣言等のため休止した日もあるが、いつもの2分の1程度は活動することができた。	文化振興課図書館
IV	11	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜男女平等の視点に立った地域における子どもの学習や体験の場づくり＞子どもたちが学習や体験活動の中で男女平等意識を育めるよう学習や体験の場づくりを充実します。	子どもたちが活動するあらゆる場面を、固定的な性差別にとらわれない視点で事業が行えた。	3、計画どおり	男女の区別や障害の有無等、年齢差等の差異に関係なく、誰もが安全に安心できる居場所の提供や、講座を実施することが出来た。	日常の子どもたちの様子を職員間で共有し、必要と思われる講座の内容や、居場所の提供について意見交換を行っている。	青少年センター

IV	11	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜固定的な性別役割にとらわれない家庭教育の推進＞乳幼児家庭教育学級や家庭教育学級で性別にとらわれない子育てについての学習機会を提供します。	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い様々なイベント、講座が自粛、中止となる中、取組を減少させざるを得なかった。	4、計画をやや下回る	新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した取組への対応方法については各担当課だけで対応するのではなく全庁的な課題対応が必要である。	新しい生活様式に則した取組方法の確立の検討を行った。	生涯学習課
IV	11	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜固定的な性別役割にとらわれない家庭教育の推進＞乳幼児家庭教育学級や家庭教育学級で性別にとらわれない子育てについての学習機会を提供します。	具体的取組にそった子育て講座を開催する。	3、計画どおり	保護者が必要とする内容を含んだ講座を開催した。	定員を縮小し、感染予防対策をしながらできるだけ実施できるように対応してきた。	家庭支援課
IV	11	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜固定的な性別役割にとらわれない家庭教育の推進＞乳幼児家庭教育学級や家庭教育学級で性別にとらわれない子育てについての学習機会を提供します。	赤ちゃん教室や幼稚園への出前講座など予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず。	4、計画をやや下回る	保健センターで開催する、父親の育児参加の最初の機会として、「はじめまして赤ちゃん」を日曜日に開催し、出産時期の夫の役割や、妊婦疑似体験・沐浴実習を提供することができた。	今後は、関係機関と連携し、対象に応じた分かりやすい内容や言葉に注意しながら実施していきたい。	保健推進課
IV	11	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜固定的な性別役割にとらわれない家庭教育の推進＞乳幼児家庭教育学級や家庭教育学級で性別にとらわれない子育てについての学習機会を提供します。	子育てサークル等の公民館利用を支援し、子育てについての交流・学習の場を提供した。	4、計画をやや下回る	コロナ禍の中でも、感染防止対策を行いながら、子育てサークル等の利用促進を継続した。	コロナ禍の中、安全安心な公民館利用について努力した。	文化振興課公民館
IV	11	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜男女平等の視点に立った地域における子どもの学習や体験の場づくり＞子どもたちが学習や体験活動の中で男女平等意識を育めるよう学習や体験の場づくりを充実します。	小中学生によるジュニア司書クラブ活動などで、子どもたちの学習や体験活動の場を提供した。(活動回数12回、のべ参加人数49人)	3、計画どおり	子どもたちの積極的な活動の場として、お互いの意識を高めあう学習の場であり、体験の場となっている。コロナ感染拡大防止のため、活動日が少なかった。	コロナ禍の中にありながら、対策を行ったうえで活動を実施した。緊急事態宣言等のため休止した日もあるが、いつもの2分の1程度は活動することができた。	文化振興課図書館
IV	11	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜男女平等参画に関わる資料などの充実＞図書館資料の充実をはかり、関連情報や資料を積極的に提供します。	常設の特集コーナーで、男女平等や広く人権に関わる図書を収集し、閲覧や貸出による情報提供を行った。	3、計画どおり	人権や男女平等参画に関わる資料について、特集コーナーの設置とにより積極的に提供した。	資料の収集に努め、特集コーナー等で多くの方に情報が届くよう広報に努めた。	文化振興課図書館

基本目標Ⅳ 男女平等参画の意識づくり

主要施策12 多様な選択を可能にする社会教育の推進

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	3年度進捗実績	3年度進捗度	3年度の成果・課題・課題への対応等	3年度の成果に至った過程(その取り組み方)並びに、どのような努力を行ったか(できなかった場合はその理由も含む)	担当課
Ⅳ	12	(1)	女性の人材育成	＜女性のチャレンジに関する情報提供と講座の開催＞働く、学ぶ、交流するなど、さまざまなチャレンジに関する情報を収集するとともに、多様な媒体を通して情報提供をします。	男女平等参画社会づくり講座Ⅱ「おうちのマナー講座・全2回」を開催(延べ27名参加)した。電子マナーの活用など、現在の社会情勢を学び、女性の社会参画のための学びの機会とした。 他機関が行うセミナーや講座のチラシ等をルーム内に配架し、情報提供を行った。	3、計画どおり	キャッシュレスの現状や電子マナーの活用などの社会情勢を学び、女性が社会参画へのチャレンジする学習機会とした。	社会情勢を学び、女性が社会参画する学習機会とした。	人権推進課
Ⅳ	12	(1)	女性の人材育成	＜女性のチャレンジに関する情報提供と講座の開催＞働く、学ぶ、交流するなど、さまざまなチャレンジに関する情報を収集するとともに、多様な媒体を通して情報提供をします。	女性にとって、参加、学べる機会が少ない防災や災害ボランティアの学習機会を、男女の区別なく学べるよう、下記のようなイベントを実施した。 ・東日本大震災10年☆防災復興資料展(60日) ・気象災害に備える防災資料展(78日) ・災害ボランティアパネル展(108日) また、パネル内容を市ウェブサイトでも公開し、オンラインパネル展も実施した。さらにパネル内容をまとめた冊子も作成し、紙媒体、電子媒体の両方で配布し、誰でも入手できるようにした。	3、計画どおり	これらの講座は、復興庁ウェブサイトや、テレビ、新聞に取り上げてもらい、幅広い人々に認知してもらえた。取り上げてもらえた理由は、次のとおり。 リアル展示だけでなく、オンラインパネル展も実施し、電子媒体の冊子やパネルもDLできるようにしていたこと。コロナ禍でも、安全に独学できる学習機会を、距離や日時に関係なく多くの人々へ提供し、費用対効果を高めていることが要因だった。 今後の課題は、より多くの女性に周知できるように広報のあり方を研究したい。女性情報誌やサイト等への広報などを精査したい。	性別や年齢にこだわらず、幅広い人々を対象にして、女性のチャレンジに関する情報提供を行った。	文化振興課公民館
Ⅳ	12	(1)	女性の人材育成	＜女性のチャレンジに関する情報提供と講座の開催＞働く、学ぶ、交流するなど、さまざまなチャレンジに関する情報を収集するとともに、多様な媒体を通して情報提供をします。	幅広い観点から収集した女性問題に関する図書コーナーを特集し、閲覧や貸出による情報提供を行った。	3、計画どおり	女性問題関連図書を、表紙を見せて並べることで、手に取りやすく、貸出や閲覧にも結び付いた。	資料の収集に努め、特集コーナー等で多くの方に情報が届くよう広報に努めた。	文化振興課図書館
Ⅳ	12	(1)	女性の人材育成	＜女性のチャレンジに関する情報提供と講座の開催＞働く、学ぶ、交流するなど、さまざまなチャレンジに関する情報を収集するとともに、多様な媒体を通して情報提供をします。	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い様々なイベント、講座が自粛、中止となる中、取組を減少させざるを得なかった。	4、計画をやや下回る	新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した取組への対応方法については各担当課だけで対応するのではなく全庁的な課題対応が必要である。	新しい生活様式に則した取組方法の確立の検討を行った。	生涯学習課

IV	12	(1)	女性の人材育成	＜女性のチャレンジに関する情報提供と講座の開催＞働く、学ぶ、交流するなど、さまざまなチャレンジに関する情報を収集するとともに、多様な媒体を通して情報提供をします。	産業観光課、地域就労支援センターにおいて、求人情報・職業訓練情報の提供を行いました。	3、計画どおり	産業観光課、地域就労支援センターにおいて、求人情報・職業訓練情報の提供を行いました。	関係機関から提供される労働に関連する最新の情報を速やかに発信し、広報・啓発に努める必要があるため。	産業観光課
IV	12	(2)	生涯学習に関する情報の提供	＜生涯学習に関する情報の提供＞年齢や性別にかかわらず参加できる生涯学習に関する情報を、さまざまな機会、媒体をとおして提供します。	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い様々なイベント、講座が自粛、中止となる中、取組を減少させざるを得なかった。	4、計画をやや下回る	新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した取組への対応方法については各担当課だけで対応するのではなく全庁的な課題対応が必要である。	新しい生活様式に則した取組方法の確立の検討を行った。	生涯学習課
IV	12	(2)	生涯学習に関する情報の提供	＜生涯学習に関する情報の提供＞年齢や性別にかかわらず参加できる生涯学習に関する情報を、さまざまな機会、媒体をとおして提供します。	広報紙においては毎月概ね2ページを情報ボックスとして設け、その一部で生涯学習の情報を掲載した。ウェブサイトにおいても同様に生涯学習の取組や情報の提供を継続的に行った。	3、計画どおり	生涯学習に関するイベント等について、広報紙や市ウェブサイト掲載により、広く市民に情報を提供し、参加を促すことができた。	広報紙や市ウェブサイト掲載により、広く市民に情報を提供した。	秘書広報課
IV	12	(2)	生涯学習に関する情報の提供	＜生涯学習に関する情報の提供＞年齢や性別にかかわらず参加できる生涯学習に関する情報を、さまざまな機会、媒体をとおして提供します。	年齢や性別にかかわらず多くの人々が参加できるイベントを、下記のとおり実施した。 ・東日本大震災10年☆防災復興資料展(60日) ・アボカドを種から育てよう(通年) ・パイナップルの再生栽培(通年) ・アマビエ作品募集&展示会(通年) ・気象災害に備える防災資料展(78日) ・公民館で楽しむ世界遺産展(110日) ・北朝鮮による日本人拉致問題パネル展(42日) ・災害ボランティアパネル展(108日) これらは、感染対策のため、分散して人が集まるパネル展方式で開催したり、ポスター冊子に講座内容を記載して掲示、配布することにより実施した。 また、パネル内容を市ウェブサイトでも公開し、オンラインパネル展も実施した。さらにパネル内容をまとめた冊子も作成し、紙媒体、電子媒体の両方で配布し、誰でも入手できるようにした。	3、計画どおり	実施したイベントは、リアル展示会だけでなく、オンライン展示会も併せて実施した。また、パネル内容をまとめた冊子を作成、紙媒体と電子媒体の両方で配布した。 また、いくつかの講座は、テレビや新聞に取り上げてもらい、多くの人々に認知してもらえた。 これらにより、幅広い人々に学習機会の提供ができ、講座実施の効果が及んだと考える。	幅広い人々を対象にするため文章やイラスト、画像などを工夫して資料を作成した。また、それらをオンラインで見れるようにして、多くの人々に、その効果が及ぶようにした。	文化振興課公民館
IV	12	(2)	生涯学習に関する情報の提供	＜生涯学習に関する情報の提供＞年齢や性別にかかわらず参加できる生涯学習に関する情報を、さまざまな機会、媒体をとおして提供します。	生涯学習に関する資料を収集し、情報提供を行った。	3、計画どおり	生涯学習に関する資料を収集し、貸出を行った。また、入口の「地域の情報コーナー」で、市内の生涯学習に関するパンフレット等を集め、提供した。	情報の収集に努めるとともに、生涯学習に関する幅広い資料を購入し提供に努めた。	文化振興課図書館

IV	12	(3)	社会教育に携わる人々への学習機会の提供	＜社会教育に携わる人々への学習機会の提供＞地域団体や関係団体の代表者、生涯学習の講座を企画・運営する担当者などに対して、男女平等参画の視点をもてるような学習機会を提供します。	男女平等参画社会づくり講座Ⅰ「LGBTQや多様性を考えよう～性的違和を乗り越えて～」を開催。（延べ17名参加）。 男女平等参画社会づくり講座Ⅱ「うちのマネー講座・全2回」を開催（延べ27名参加）。 ・男女平等参画都市宣言啓発講演会「コロナ過での災害 どう考える？防災と危機管理」を開催。（延べ16名参加）	3、計画どおり	講座の募集にあたっては、地域団体や関係団体の代表者などへも対象を広げており、学習機会となった。	コロナ禍のため講座の定員を縮小して行なったが、講座の募集は地域団体や関係団体の代表者などへも対象を広げており、学習機会の提供となった。	人権推進課
IV	12	(3)	社会教育に携わる人々への学習機会の提供	＜社会教育に携わる人々への学習機会の提供＞地域団体や関係団体の代表者、生涯学習の講座を企画・運営する担当者などに対して、男女平等参画の視点をもてるような学習機会を提供します。	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い様々なイベント、講座が自粛、中止となる中、取組を減少させざるを得なかった。	4、計画をやや下回る	新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した取組への対応方法については各担当課だけで対応するのではなく全庁的な課題対応が必要である。	新しい生活様式に則した取組方法の確立の検討を行った。	生涯学習課
IV	12	(3)	社会教育に携わる人々への学習機会の提供	＜社会教育に携わる人々への学習機会の提供＞地域団体や関係団体の代表者、生涯学習の講座を企画・運営する担当者などに対して、男女平等参画の視点をもてるような学習機会を提供します。	所管団体等への情報提供に努めました。	3、計画どおり	所管団体等への情報提供を行うことで、社会教育に携わる人々への学習機会の提供につながった。	所管団体等への情報提供を行った。	政策推進課
IV	12	(3)	社会教育に携わる人々への学習機会の提供	＜社会教育に携わる人々への学習機会の提供＞地域団体や関係団体の代表者、生涯学習の講座を企画・運営する担当者などに対して、男女平等参画の視点をもてるような学習機会を提供します。	生涯学習の講座を企画・運営する担当者の男女平等参画意識の醸成を図るため、研修実施に際しては、周知を行い参加を促進した。	3、計画どおり	社会教育などの担当課等において、担当者の育成を実施する必要がある。	引き続き、生涯学習の講座を企画・運営する担当者の男女平等参画意識の醸成を図るため、研修実施に際しては、周知を行い参加を促す。	人事課

基本目標Ⅳ 男女平等参画の意識づくり

主要施策13 メディアにおける人権の尊重

基本 目標	主要 施策	小分 類	施策の方向	具体的取組	3年度進捗実績	3年度 進捗度	3年度の成果・課題・課題への対応 等	3年度の成果に至った過程(その取 り組み方)並びに、どのような努力 を行ったか(できなかった場合はそ の理由も含む)	担当課
Ⅳ	13	(1)	男女の人権を尊重した 表現の推進	＜市刊行物などの表現の見直し＞市刊行物 において、固定的な性差観にとられない、 人権尊重の表現を推進します。	広報紙、市ウェブサイト等において、すべ ての掲載記事で固定的な性差観にとらわ れることのない人権に配慮した表現を心掛 け、読者が誤解を招きやすい表現を避け るよう努めた。	3、計画どおり	広報紙や市ウェブサイト等の掲載 記事について、人権に配慮し公平 な言葉や表現を心掛け、広報紙等 の作成を行った。	広報紙や市ウェブサイト等の掲載 記事について、人権尊重の表現を 心掛け、課内でも確認作業を徹底 した。	秘書広報課
Ⅳ	13	(1)	男女の人権を尊重した 表現の推進	＜市刊行物などの表現の見直し＞市刊行物 において、固定的な性差観にとられない、 人権尊重の表現を推進します。	広報紙等、行政刊行物について、ジェン ダーフリーに配慮した表現・カット写真の推 進に努めた。	3、計画どおり	ジェンダーフリーに配慮した表現・ カット写真とすることで、広報紙等 の読者が固定的な性差観にとらわ れないように努めている。	ジェンダーフリーに配慮した表現・ カット写真の推進に努めた。	人権推進課
Ⅳ	13	(1)	男女の人権を尊重した 表現の推進	＜男女平等の表現に関する学習機会の充実 ＞市民や地域団体・企業等が男女平等の視 点に配慮した表現について学べる機会の提 供を推進します。	人権推進課から市民向けに発するあらゆ る文書において、男女平等の視点に配慮 した表現に努めた。	2、計画をやや 上回る	啓発誌の配布等により、男女平等 の表現に関する学習機会の提供に 努めた。	啓発誌の配布等により、男女平等 の表現に関する学習機会の提供に 努めた。	人権推進課
Ⅳ	13	(2)	情報教育の推進	＜男女平等の視点を踏まえた情報モラルの 普及＞学校教育、社会教育等を通じて、情報 処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を 主体的に収集・判断等できる能力(メディア・ リテラシー)を育みます。	男女平等参画社会づくり講座Ⅰ「LGBTQ や多様性を考えよう～性的違和を乗り越え て～」を開催。(延べ17名参加)。 男女平等参画社会づくり講座Ⅱ「おうちの マネー講座・全2回」を開催(延べ27名参 加)。 ・男女平等参画都市宣言啓発講演会「コロ ナ禍での災害 どう考える？防災と危機管 理」を開催。(延べ16名参加) 男女平等参画情報誌「Step」を、アンコン シャス・バイアスのテーマに作成し、小学校 高学年に配布した。	2、計画をやや 上回る	受講者や読者が男女平等参画の 視点を身に着けることができるよ う、講座や講演会の開催や情報誌 の発行を行うことにより、情報モラ ルの普及を図った。	受講者や読者が男女平等参画の 視点を身に着けることができるよ う、講座や講演会の開催や情報誌 の発行を行うことにより、情報モラ ルの普及を図った	人権推進課
Ⅳ	13	(2)	情報教育の推進	＜男女平等の視点を踏まえた情報モラルの 普及＞学校教育、社会教育等を通じて、情報 処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を 主体的に収集・判断等できる能力(メディア・ リテラシー)を育みます。	昨年度導入した一人一台タブレットを活用 した各学校での取組を進めるとともに、メ ディアリテラシーに関する学習も進めた。	3、計画どおり	一人一台タブレットを導入したこと で、どの子どももインターネット上の 情報に触れる機会が増えている状 況になっている。インターネット上の 偏見や差別を見抜き、子どもが加 害者や被害者にならないための力 をつけていく必要がある。	校園長会やヒアリング等で、メディ アリテラシーの取組推進に向けて の情報発信や情報共有を行った。	人権国際教育課

IV	13	(2)	情報教育の推進	＜男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及＞学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力（メディア・リテラシー）を育みます。	児童生徒に対し男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及に努め、情報処理・情報発信能力の育成を図るとともに教職員や保護者に対しても男女平等、男女共同参画の啓発・推進に努めた。	3、計画どおり	1人1台タブレットの導入に伴い、小中学校においては、男女平等の視点を踏まえた情報モラルについて学んだ。	引き続き、児童生徒に対し男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及に努め、情報処理・情報発信能力の育成を図るとともに教職員や保護者に対しても男女平等、男女共同参画の啓発・推進に努める。	指導課
IV	13	(2)	情報教育の推進	＜男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及＞学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力（メディア・リテラシー）を育みます。	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い様々なイベント、講座が自粛、中止となる中、取組を減少させざるを得なかった。	4、計画をやや下回る	新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した取組への対応方法については各担当課だけで対応するのではなく全庁的な課題対応が必要である。	新しい生活様式に則した取組方法の確立の検討を行った。	生涯学習課
IV	13	(2)	情報教育の推進	＜男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及＞学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力（メディア・リテラシー）を育みます。	Web公民館まつりや展示会を開催し、公民館定期利用団体が、普段の活動成果を、発表、公開できる場を作り、自ら情報発信できる環境の推進を図った。	3、計画どおり	公民館内で作品を展示したり、活動発表会を開催した。また、Web上でも活動内容や作品を公開できるようにした。	今までの活動発表、作品公開は、公民館内で行われていたが、今年度は、Web上でも公開を行い、進展した。	文化振興課公民館



あらゆる暴力の根絶を基本とした 安心づくり

基本目標 V

基本目標Ⅴ あらゆる暴力の根絶を基本とした安心づくり

主要施策14 あらゆる暴力の根絶

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	3年度進捗実績	3年度進捗度	3年度の成果・課題・課題への対応等	3年度の成果に至った過程(その取り組み方)並びに、どのような努力を行ったか(できなかった場合はその理由も含む)	担当課
Ⅴ	14	(1)	男女平等参画の推進を阻害する要因によるあらゆる暴力根絶の啓発推進	＜女性の人権を守る法律・制度の周知徹底＞配偶者からの暴力防止法、ストーカー規制法等の学習機会の提供をします	男女平等参画社会づくり講座Ⅰ「LGBTQや多様性を考えよう～性的違和を乗り越えて～」を開催。(延べ17名参加)。 男女平等参画社会づくり講座Ⅱ「うちのマネー講座・全2回」を開催(延べ27名参加)。 ・男女平等参画都市宣言啓発講演会「コロナ過での災害 どう考える？防災と危機管理」を開催。(延べ16名参加)	2、計画をやや上回る	講座や講演会を開催することで、女性の人権を守る法律・制度の周知を図った。	講座や講演会を開催することで、女性の人権を守る法律・制度の周知を図った。	人権推進課
Ⅴ	14	(1)	男女平等参画の推進を阻害する要因によるあらゆる暴力根絶の啓発推進	＜性犯罪等の防止に向けた啓発と防犯対策の強化＞性犯罪に関する正しい情報を提供し、性犯罪を許さない気運の醸成を図ります。子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進や、近親者等親密な関係にある者や指導的立場にある者による性犯罪等の発生を防止するための取組を強化します。	男女平等参画社会づくり講座Ⅰ「LGBTQや多様性を考えよう～性的違和を乗り越えて～」を開催。(延べ17名参加)。 男女平等参画社会づくり講座Ⅱ「うちのマネー講座・全2回」を開催(延べ27名参加)。 ・男女平等参画都市宣言啓発講演会「コロナ過での災害 どう考える？防災と危機管理」を開催。(延べ16名参加) 男女平等参画情報誌「Step」を、アンコンシャス・バイアスのテーマで作成し、小学校高学年に配布した。	3、計画どおり	講座や啓発誌で性犯罪の防止に向けた啓発を図り、犯罪対策の強化に努めた。	講座や啓発誌で性犯罪の防止に向けた啓発を図り、犯罪対策の強化に努めた。	人権推進課
Ⅴ	14	(1)	男女平等参画の推進を阻害する要因によるあらゆる暴力根絶の啓発推進	＜性犯罪等の防止に向けた啓発と防犯対策の強化＞性犯罪に関する正しい情報を提供し、性犯罪を許さない気運の醸成を図ります。子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進や、近親者等親密な関係にある者や指導的立場にある者による性犯罪等の発生を防止するための取組を強化します。	関係機関と協力して、性犯罪等街頭犯罪の防止に向けた地域安全運動(年3回)及び地域安全大会(年1回)を実施するとともに、各地域でのぼり旗の設置を行うなど啓発に努めた。	3、計画どおり	関係機関と協力して、性犯罪等街頭犯罪の防止に向けた地域安全運動及び地域安全大会を実施するとともに、各地域でのぼり旗の設置を行うなど啓発を行った。	関係機関と協力して、性犯罪等街頭犯罪の防止に向けた地域安全運動(年3回)及び地域安全大会(年1回)を実施するとともに、各地域でのぼり旗の設置を行うなど啓発に努める。	生活福祉課
Ⅴ	14	(1)	男女平等参画の推進を阻害する要因によるあらゆる暴力根絶の啓発推進	＜セクシュアル・ハラスメント防止の促進＞企業や地域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のために、実効性のあるセクシュアル・ハラスメント対策を講じるよう、周知徹底するとともに、学習機会の充実を図ります。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知しましたが、制度の利用はありませんでした。またハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行いました。	3、計画どおり	研修会の助成制度の周知と関係機関からの啓発冊子の配布などを通じ、事業所への男女参画を阻害する暴力根絶の啓発推進と情報提供に努めた。	引き続き情報提供に啓発に努めた。	人権推進課

V	14	(1)	男女平等参画の推進を阻害する要因によるあらゆる暴力根絶の啓発推進	＜セクシュアル・ハラスメント防止の促進＞企業や地域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のために、実効性のあるセクシュアル・ハラスメント対策を講じるよう、周知徹底するとともに、学習機会の充実を図ります。	職場における様々なハラスメントを防止するために「ハラスメント防止研修」を実施した。 ハラスメント防止研修 参加者：44人	3、計画どおり	継続的な研修や、定期的に注意喚起を実施することで、職員のハラスメント防止に繋げる必要がある。	職員に対し、ハラスメント防止について研修等を行い、職場環境改善につなげている。	人事課
V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	＜性暴力の被害者支援＞「性暴力救援センター・大阪(SACHICO)」など民間の支援機関と協力して、心とからだのケアに努めます。	女性相談(面接)や電話相談、DV相談を通じ、必要に応じて他機関と連携を図っています。 【女性相談(面接)の実施】 ▽毎月 第1金曜日13:00～16:00 第2火曜日17:00～20:00 第4金曜日10:00～13:00 3年度の相談件数 98件 【女性のための電話相談】 ▽毎週木曜日(祝日・第5木曜日を除く) 10:00～12:00、13:00～15:00 3年度の相談件数 59件	3、計画どおり	性暴力については、必要に応じてSACHICOなど、他機関と連携を図るよう努めているが、今年度は0件であった。	引き続き情報提供に啓発に努めた。	人権推進課
V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	＜相談窓口、医療機関などとの連携の強化＞各種相談事業の相談員による情報交換等により課題の整理を実施し、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	DV防止連絡会議代表者会議の開催については、書面会議とした。DV事案が発生した場合、案件ごとに個別に情報共有を図った。	3、計画どおり	コロナ禍においてもできる取り組みを検討する。	コロナ禍のため、十分な対応が出来なかった。	人権推進課
V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	＜相談窓口、医療機関などとの連携の強化＞各種相談事業の相談員による情報交換等により課題の整理を実施し、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	研修会に参加するなど相談員の資質向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の強化を図った。	3、計画どおり	研修を通じ、資質の向上を図るとともに、相談体制の充実を図った。	研修会に参加するなど相談員の資質向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の強化を図った。	生活福祉課
V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	＜相談窓口、医療機関などとの連携の強化＞各種相談事業の相談員による情報交換等により課題の整理を実施し、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	相談、救援活動を行う府・関係機関・NPO(民間非営利組織)との連携により支援を実施した。	3、計画どおり	相談、救援活動を行う府・関係機関・NPO(民間非営利組織)との連携により支援を実施した。	事例について、ケース会議を行い、問題の共有を図るとともに、各機関の役割を確認する等をおこなった。	長寿社会推進課

V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	＜相談窓口、医療機関などとの連携の強化＞ 各種相談事業の相談員による情報交換等により課題の整理を実施し、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	新型コロナウイルス感染症対策により、相談支援員の連絡会議等の開催は頻繁にはできなかったが、相談支援事業所を中心に、SNSなどのツールを活用して、各相談支援機関等との情報共有を行った。	3、計画どおり	相談支援事業所を中心に泉南市自立支援協議会において、SNSなども活用して、情報共有を実施した。今後も連携が難しい状況においては、新たな様々な手段を検討した上で、連携を図ります。	SNSなどのツールを活用して、情報共有に努めた。	障害福祉課
V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	＜相談窓口、医療機関などとの連携の強化＞ 各種相談事業の相談員による情報交換等により課題の整理を実施し、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	DV事例について、関係機関と連携を図り、必要な支援を実施。	3、計画どおり	DV事例について、関係機関と連携を図り、必要な支援を実施することができた。	関係機関と迅速に連携し必要な支援につなげた。	保健推進課
V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	＜相談窓口、医療機関などとの連携の強化＞ 各種相談事業の相談員による情報交換等により課題の整理を実施し、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	研修会に参加するなど相談委員の資質向上に努めると共に、関係機関と連携をして、相談体制の強化を図った。	3、計画どおり	研修に参加し、資質の向上を図ると共に関係機関とのネットワークづくりの強化に努めた。	定期的な研修のほか、適時必要な研修に参加して資質の向上に努め、相談体制の強化を図った。	家庭支援課 (子ども給付係)
V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	＜さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上＞ 民生委員児童委員、自治会役員、担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	相談員・支援員のためのスキルアップ講座については、コロナ禍のため未実施。	5、計画を大幅に下回る	コロナ禍においてもできる取り組みを検討する。	コロナ禍のため、十分な対応が出来なかった。	人権推進課
V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	＜さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上＞ 民生委員児童委員、自治会役員、担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	所管団体等への情報提供に努めました。	3、計画どおり	所管団体等への情報提供を行うことで、さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上につながった。	所管団体等への情報提供を行った。	政策推進課
V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	＜さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上＞ 民生委員児童委員、自治会役員、担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	DV被害等に関する研修会に参加するなど、相談員の資質の向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の充実化を図った。	3、計画どおり	DV被害等に関する研修会に参加するなど、相談員の資質の向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の充実化を図る。	DV被害等に関する研修会に参加するなど、相談員の資質の向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の充実化を図る。	生活福祉課
V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	＜さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上＞ 民生委員児童委員、自治会役員、担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	各種研修への参加、情報提供等を実施。	5、計画を大幅に下回る	各種研修への参加、情報提供等を実施。	新型コロナウイルスの影響により、研修会等の実施ができなかった	長寿社会推進課

V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	くさまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上＞民生委員児童委員、自治会役員、担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	各種研修への参加、情報提供に努めた。令和3年度も、新型コロナウイルス感染症対策により、研修会等はほぼ開催されなかった。	4. 計画をやや下回る	各種研修会が、未開催、中止が多く、その中でもWEB研修の案内など、いくつかの研修について、情報提供を行った。	新型コロナウイルス感染症対策により、ほぼ研修会等が開催されなかった。	障害福祉課
V	14	(3)	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い様々なイベント、講座が自粛、中止となる中、取組を減少させざるを得なかった。	4. 計画をやや下回る	新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した取組への対応方法については各担当課だけで対応するのではなく全庁的な課題対応が必要である。	新しい生活様式に則した取組方法の確立の検討を行った。	生涯学習課
V	14	(3)	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	子どもを守る地域ネットワークにて、児童虐待防止の理解を深めるため、各部会での研修や市民啓発を通じて、児童虐待防止を推進した。	3. 計画どおり	研修会を実施し人材育成を図るとともに、市民啓発を実施した。	市民啓発として、市役所ロビー・保健センター、図書館、地域子育て支援センター「ひだまり」にてティッシュ配布を行った。市役所ロビーでのティッシュ配布には市長も参加した。関係機関の他、保育士を目指す大学生向けに研修を行った。	家庭支援課
V	14	(3)	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	関係機関と連携し、防止啓発に努めた。	3. 計画どおり	今後も引き続き、関係機関と連携し、防止啓発に努める。	関係機関と連携し、防止啓発に努める。	生活福祉課
V	14	(3)	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	虐待事例について、関係機関と連携を図り、必要な支援を実施。健診未受診者をはじめとしたリスクの高い家庭等について、定期的に課内会議を設け、関係機関に情報提供を行った。	3. 計画どおり	虐待事例について、関係機関と連携を図り、必要な支援を実施することができた。	リスクの高い家庭を全把握し、支援につなげた。	保健推進課
V	14	(3)	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	男女平等参画社会づくり講座Ⅰ「LGBTQや多様性を考えよう～性的違和を乗り越えて～」を開催。（延べ17名参加）。 男女平等参画社会づくり講座Ⅱ「うちのマネー講座・全2回」を開催（延べ27名参加） ・男女平等参画都市宣言啓発講演会「コロナ過での災害 どう考える？防災と危機管理」を開催。（延べ16名参加）	3. 計画どおり	講座、講演会の参加募集については、広く市民を対象を広げ、様々な方に参加してもらおう事により、地域の中で連携を図り、地域システムの強化となるように努めた。	講座、講演会の参加募集については、広く市民を対象を広げ、様々な方に参加してもらおう事により、地域の中で連携を図り、地域システムの強化となるように努めた。	人権推進課

V	14	(3)	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システム強化について、ヒアリング等にて確認した。	3、計画どおり	子どもの思いを共感的に聴くことの大切さを様々な研修の機会に伝えとともに、子どもが相談しやすい体制づくりを構築していく必要がある。	・各学校園において、子どもの相談窓口を設置し、周知していることをヒアリングにて確認。 ・大阪府教育センター等から配布される相談窓口のカードを、各学校園を通して子どもたちに配布。	人権国際教育課
---	----	-----	---------------------------	---	---	---------	--	---	---------

基本目標Ⅴ あらゆる暴力の根絶を基本とした安心づくり

主要施策15 DV防止計画の推進

基本 目標	主要 施策	小分 類	施策の方向	具体的取組	3年度進捗実績	3年度 進捗度	3年度の成果・課題・課題への対応 等	3年度の成果に至った過程(その取 り組み方)並びに、どのような努力 を行ったか(できなかった場合はそ の理由も含む)	担当課
V	15	(1)	DV被害の防止	＜地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化＞地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します。	関係団体に対し、DV被害等に関する研修会への参加を働きかけるとともに、相互の連携強化に努めた。	3、計画どおり	今後もし引き続き、関係団体に対し、DV被害等に関する研修会への参加を働きかけるとともに、相互の連携強化に努める。	関係団体に対し、DV被害等に関する研修会への参加を働きかけるとともに、相互の連携強化に努める。	生活福祉課
V	15	(1)	DV被害の防止	＜早期発見のための通報体制の整備＞配偶者からの暴力に関する相談窓口などを記載したDV相談窓口一覧カードを作成します。	公共施設や市役所のトイレなどにDV相談窓口の啓発チラシや案内カードなどを設置し啓発・周知に努め、DV被害の初期段階の相談となるように促した。	3、計画どおり	公共施設や市役所のトイレなどのDV相談窓口の啓発チラシや案内カードなどが継続して啓発できるよう、常に補充・確認を行った。	公共施設や市役所のトイレなどのDV相談窓口の啓発チラシや案内カードなどが継続して啓発できるよう、常に補充・確認を行った。	人権推進課
V	15	(1)	DV被害の防止	＜地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化＞地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します。	泉南市DV被害者相談マニュアルを庁内LAN(グループウェア)を活用し、各職員が閲覧できる体制を整えている。	3、計画どおり	DV被害者相談マニュアルを、その都度医療・福祉関係者等からの問い合わせに関して、DVに関する知識やDV被害者への対応等について情報の共有を図っている。	医療・福祉関係者等との連携を図れるよう努めた。	人権推進課
V	15	(1)	DV被害の防止	＜地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化＞地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します。	関係部署との連携強化に努めた	3、計画どおり	民生委員児童委員等からの情報を提供を関係部署と連携し対応した。	警察や包括支援センター等から通報が入り次第、避難先の確保を行い、一時保護、他市への避難等必要な支援を関係機関とともに行った	長寿社会推進課
V	15	(1)	DV被害の防止	＜地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化＞地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します。	相談支援事業所を中心に泉南市自立支援協議会において、虐待の早期発見と適切な対応を図るための情報交換に取り組んだ。	3、計画どおり	相談支援事業所を中心に泉南市自立支援協議会において、虐待の早期発見と適切な対応を図るための情報交換に取り組んだ。	今年度は、研修会への参加は難しい状況ではあったが、相談支援事業所を中心に連携強化に努めた。	障害福祉課
V	15	(1)	DV被害の防止	＜医療・福祉関係者などへの啓発の徹底＞DVに関する知識やDV被害者への対応、被害者のプライバシーへの配慮などについてのマニュアルを作成し、配布します。	泉南市DV被害者相談マニュアルを庁内LAN(グループウェア)を活用し、各職員が閲覧できる体制を整えている。	3、計画どおり	DV被害者相談マニュアルを、その都度医療・福祉関係者等からの問い合わせに関して、DVに関する知識やDV被害者への対応等について情報の共有を図っている。	医療・福祉関係者等との連携を図れるよう努めた。	人権推進課

V	15	(1)	DV被害の防止	＜医療・福祉関係者などへの啓発の徹底＞ DVに関する知識やDV被害者への対応、被害者のプライバシーへの配慮などについてのマニュアルを作成し、配布します。	虐待事例について、関係機関と連携を図り、必要な支援を実施。 健診未受診者をはじめとしたリスクの高い家庭等について、定期的に課内会議を設け、関係機関に情報提供を行った。	3、計画どおり	虐待事例について、関係機関と連携を図り、必要な支援を実施することができた。	リスクの高い家庭を全把握し、支援につなげた。	保健推進課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	DV防止連絡会議代表者会議を開催については、コロナ禍ため書面開催としたが、情報共有を行い、連携強化を図ることができた。	2、計画をやや上回る	コロナ禍での連携強化を検討する。	コロナ禍のため、十分な対応が出来なかった。	人権推進課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	・申出期間内において、現状把握徹底。関係部署と連携して、住民基本台帳事務における支援措置制度の周知をはかり、被害者の保護を徹底することに努めた。 ・「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」関係部署との連携・泉南市の実態把握。 ・申出期間経過者に対して、書類送付し申出勧奨を徹底した。 令和3年度＜課題＞ ・申出者からの「住民基本台帳事務における支援措置」への重要性認識が薄い。制度説明周知徹底していきたい。	3、計画どおり	関係部署と連携して住民基本台帳事務における支援措置制度の周知をはかり、被害者の保護を徹底することに努めた。	関係部署と連携して住民基本台帳事務における支援措置制度の周知をはかり、被害者の保護を徹底することに努めた。	市民課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回実施し、相談件数は192件ありました。	3、計画どおり	弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回実施し、相談件数は192件ありました。	初期段階における被害者支援のため、弁護士による専門的な相談を行う必要がある。	産業観光課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	DV被害者の国民健康保険加入届を1件受理。	3、計画どおり	関係各課と連携の上、被害者の事情を考慮して迅速に対応した。現在も国民健康保険に加入しているため、引き続き、DV被害者として、個人情報等に留意しながら対応していく必要がある。	DV被害者に対する対応方法を今回の事案に応じた資料で改めて確認した。また、関係各課と連携することで、保険証を被害者に滞りなく交付できた。	保険年金課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	泉南配偶者からの暴力防止連絡会議に基づき、各機関と連携、情報提供を図った。また、DV事案が発生した時は、案件ごとに個別に情報提供、連携を図った。	3、計画どおり	各機関との連携を図り、今後も連携の取りやすい体制の整備に努めた。	各機関と情報連携をすることで、詳しい情報を得ることができ、より適切な支援ができた。	家庭支援課 (子ども給付係)

V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	関係部署との連携強化に努めた	3、計画どおり	地域包括支援センターとの連携による相談を実施。	警察や包括支援センター等から通報が入り次第、避難先の確保を行い、一時保護、他市への避難等必要な支援を関係機関とともに行った	長寿社会推進課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議の構成機関として、関係各課との連携を図った。	3、計画どおり	関係各課と情報共有を行い継続的な連携をすすめることができた。	連絡会議は未開催。	障害福祉課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	コロナウイルス感染症のため会議は中止となった。	5、計画を大幅に下回る	コロナウイルス感染症のため会議は中止となった。	コロナウイルス感染症のため会議は中止となった。	保健推進課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	DV防止連絡会議代表者会議の構成課として、各関係機関と情報交換、情報共有を図った。また、DV事案が発生した都度、案件ごとに個別に情報共有を図った。	3、計画どおり	コロナ禍の影響で、DV防止連絡会議を開催できなかったが、引き続き、各関係機関の顔の見える関係づくりに努め、連携の強化を図った。	コロナ禍の影響で、DV防止連絡会議を開催できなかったが、引き続き、各関係機関の顔の見える関係づくりに努め、連携の強化を図った。	生活福祉課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の役割を果たしました。	3、計画どおり	対応方に配慮を要するケースについて、学校園や関係機関と連携をとり対応した。	家庭児童相談所や子ども家庭センターと連携を十分に図った。	指導課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談の充実と連携の強化＞地域包括支援センターとの連携を強化するとともに、被害者に二次被害が及ばないための配慮の観点から、庁内窓口用の「泉南市DV被害者相談マニュアル」や「ワンストップ相談シート」を有効に活用します。	地域包括支援センターとの連携により相談体制を充実した。	3、計画どおり	地域包括支援センターとの連携による相談を実施。	警察や包括支援センター等から通報が入り次第、避難先の確保を行い、一時保護、他市への避難等必要な支援を関係機関とともに行った	長寿社会推進課

V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談の充実と連携の強化＞地域包括支援センターとの連携を強化するとともに、被害者に二次被害が及ばないための配慮の観点から、庁内窓口用の「泉南市DV被害者相談マニュアル」や「ワンストップ相談シート」を有効に活用します。	地域包括支援センターとの連携により相談体制を充実した。	3、計画どおり	地域包括支援センターとの連携による相談を実施。	個別事例により、地域包括支援センターとの連携による支援を実施した。	障害福祉課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談の充実と連携の強化＞地域包括支援センターとの連携を強化するとともに、被害者に二次被害が及ばないための配慮の観点から、庁内窓口用の「泉南市DV被害者相談マニュアル」や「ワンストップ相談シート」を有効に活用します。	女性相談（面接）の実施 ▽毎月 第1金曜日13:00～16:00 第2火曜日17:00～20:00 第4金曜日10:00～13:00 3年度の相談件数 98件 女性のための電話相談 ▽毎週木曜日（祝日・第5木曜日を除く） 10:00～12:00、13:00～15:00 3年度の相談件数 59件 市役所1階女子トイレおよび公民館、図書館に相談窓口の案内カードを設置した。 DV被害者相談マニュアルを庁内LAN上で情報共有し、活用を促進した。	3、計画どおり	相談窓口案内カードを設置することにより、女性相談、女性のための電話相談の周知を図った。	相談窓口案内カードを設置することにより、女性相談、女性のための電話相談の周知を図った。	人権推進課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜被害者の安全確保の徹底＞場所の秘匿を徹底し、一時保護にあたっての適切な保護を実施するとともに、保護命令申立て手続きに関する情報提供を行います。	大阪府女性相談センター及び岸和田子ども家庭センター、警察署などのDV被害者支援センターと連携し、適切な保護を行った。 一時保護件数0件。	3、計画どおり	大阪府女性相談センター、岸和田子ども家庭センター、警察署などのDV被害者支援センターや民間シェルター等と連携する際には、被害者安全確保の徹底に努めた。	各関係機関との連携を強化し、迅速な対応に努めた。	人権推進課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜被害者の安全確保の徹底＞場所の秘匿を徹底し、一時保護にあたっての適切な保護を実施するとともに、保護命令申立て手続きに関する情報提供を行います。	高齢者虐待対応に基づく一時保護を実施。	3、計画どおり	地域包括支援センター、警察等との連携し高齢者の安全を図る。	地域包括支援センター、警察等との連携により一時保護を実施。	長寿社会推進課
V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	＜生活基盤を整えるための支援＞ハローワークなどと連携し、就労支援を行います。	地域就労支援センターで就労相談を行い、年間の相談件数は265件で、新規相談91件、再相談174件ありました。	3、計画どおり	地域就労支援センターで就労相談を行い、年間の相談件数は265件で、新規相談91件、再相談174件ありました。	専門機関等と連携し、就労相談を実施することで、就労を促し、生活基盤の安定に向けての支援を行う必要があるため。	産業観光課

V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	＜生活基盤を整えるための支援＞ハローワークなどと連携し、就労支援を行います。	大阪マザーズハローワークや庁内就労支援施策、(一社)泉南市人権協会の就労支援施策等についての情報を、チラシの配架や個別相談内容に応じて提供しました。	3、計画どおり	チラシの配架等は、資料が送付されてきた都度、情報提供している。相談については、(一社)泉南市人権協会の総合相談につなぐ等、関係機関と連携している。	情報提供並びに各関係機関との連携に努めた。	人権推進課
V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	＜生活基盤を整えるための支援＞女性相談センターや医療機関、警察、市民団体などのさまざまな機関が連携し、中長期にわたる継続的な被害者支援を実施する仕組みをつくります。	大阪マザーズハローワークや庁内就労支援施策、泉南市人権協会の総合相談等についての情報を提供しました。また、一時保護が必要となった時は、生活保護係との連携も行い、被害者の生活基盤を整えるための支援も併せて行いました。	3、計画どおり	DV相談があった時などは、その都度、他機関と連携し、被害者の生活基盤を整えるための支援に努めた。	迅速な対応に努めた。	人権推進課
V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	＜同伴する子どもへの支援＞子どもへの支援について適切な情報提供をします。	子どもへの支援について適切な情報提供をしました。	3、計画どおり	子ども支援についての必要な情報など提供について、関係部局、機関と適切に行うことができた。	家庭児童相談所や子ども家庭センターと連携を十分に図った。	指導課
V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	＜同伴する子どもへの支援＞保育所・認定子ども園・幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を進めます。	幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を進めました。	3、計画どおり	学校園と連携し、保護者への情報提供について引き続き、円滑に提供できるよう調整した。また、子ども支援についての必要な情報など提供について、関係部局、機関と適切に行うことができた。	家庭児童相談所や子ども家庭センターと連携を密にとり、早期対応に努める。ケースにより、かなりの時間を要し、丁寧なかかわりが必要な事象が多い。	指導課
V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	＜同伴する子どもへの支援＞保育所・認定子ども園・幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を進めます。	認定子ども園・保育所との連携を密にし、子どもの安心・安全を確保した。	3、計画どおり	感染症対策に係る個人情報の保護及び安全対策に係る情報の発信を行った。	関係機関と情報共有を行い、子どもの安心・安全の確保に努めた。	保育子ども課
V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	＜高齢者・障害者への支援＞高齢者や障害者の相談に携わる機関に対し、DVに関する認知を促すとともに、DV相談機関等に関する情報の提供をします。	高齢者虐待防止に関する意識啓発、広報活動等を実施。	3、計画どおり	高齢者・障害者虐待防止月間である9月に広報にて、相談窓口等の周知啓発を実施。	ポスターの掲示、チラシの配布等を行った。	長寿社会推進課
V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	＜高齢者・障害者への支援＞高齢者や障害者の相談に携わる機関に対し、DVに関する認知を促すとともに、DV相談機関等に関する情報の提供をします。	障害者の相談に携わる機関に対し、DVに関する認知、DV相談機関等に関する情報提供を実施。	3、計画どおり	個別事例により、障害者の相談に携わる機関に、DV相談機関等に関する情報の提供を実施。	個別事例により、DV相談機関等との連携による支援を実施。	障害福祉課

V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	＜高齢者・障害者への支援＞高齢者や障害者の相談に携わる機関に対し、DVに関する認知を促すとともに、DV相談機関等に関する情報の提供をします。	DV防止連絡会議は書面会議としたが、情報共有を図った。	2、計画をやや上回る	DV防止連絡会議は書面会議だったものの、DVに関する基本的な知識、取り扱いについて意識し、高齢者・障害者への支援に努めた。	コロナ禍においても迅速な対応ができるように推進した。	人権推進課
V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	＜外国籍住民への支援＞国際交流団体と連携しながら、多言語でDVに関する情報提供をするためのリーフレットを作成します。	「泉南市 市役所サービスガイドブック」の5か国語翻訳版において「女性相談(面接)」、「女性のための電話相談」の情報を掲載し、情報提供を行っている。	2、計画をやや上回る	日本語を話すことができる、もしくは読むことができる外国人に対する一定の支援は、図ることができている。それができない外国人に対する支援を図っていくことが課題なので、相談スタッフや啓発誌等の多言語化を進めていく必要がある。	外国人への女性相談窓口の強化を検討した。	人権推進課
V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	＜外国籍住民への支援＞国際交流団体と連携しながら、多言語でDVに関する情報提供をするためのリーフレットを作成します。	外国籍住民への支援の一環として、「泉南市 市役所サービスガイドブック2016」5か国語翻訳版を活用し、継続して情報提供に努めました。	3、計画どおり	外国籍住民への支援の一環として、引き続き「泉南市 市役所サービスガイドブック2016」を窓口をはじめ、公共施設でも配布し、広く情報提供を行いました。	「泉南市 市役所サービスガイドブック2016」の配架を継続した。	政策推進課
V	15	(4)	若年層へのDV防止教育及び相談	＜デートDV防止に関する取組の強化＞学校と関係機関の連携のもと、学校での啓発活動を進めます。	中学校でデートDV防止に関する取組を実施した。	3、計画どおり	若年層へのDV防止の観点で、中学生を中心に継続的に学習を行っていく必要がある。	ヒアリング時に各学校園へ働きかけた。	人権国際教育課
V	15	(4)	若年層へのDV防止教育及び相談	＜デートDV防止に関する取組の強化＞学校と関係機関の連携のもと、学校での啓発活動を進めます。	人権国際教育課と連携して、大阪府の「教職員向けDV被害者対応マニュアル」を配布するとともに、校内研修等実施の促進を図りました。	3、計画どおり	教職員が研修等を通じて、実態把握と未然防止に努めるとともに、児童生徒から相談しやすい体制や環境を整えることができた。	各学校において、相談窓口を置くとともにその周知、併せて保護者懇談や子どもの観察を行うなど、早期発見や未然防止に努めることができた。	指導課
V	15	(4)	若年層へのDV防止教育及び相談	＜デートDV防止に関する取組の強化＞中学生・高校生・大学生を対象にした啓発リーフレットを作成します。	大阪府や他機関が作成したリーフレットの配架を行うなどし、啓発を図った。また、相談内容によっては、デートDVに関することも啓発した。	2、計画をやや上回る	大阪府・他機関が作成したリーフレットの配架や、個別相談時においてデートDVに関することを周知することにより、デートDV防止に関する啓発を図った。	大阪府等が作成したリーフレットの配架の際には、見やすい配置を工夫をします。個別相談においては、適切に周知し啓発を図ります。	人権推進課



資料

泉南市男女平等参画推進条例

公布：平成２３年１２月２６日 条例第２９号

施行：平成２４年４月１日

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を基本にした国際社会の動きと連動して、男女平等の実現に向けて様々な取組が着実に進められ、男女共同参画社会の実現を２１世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、総合的かつ計画的に推進するため、「男女共同参画社会基本法」が制定された。

泉南市においては、平成１４年３月に「せんなん男女平等参画プラン」を策定し、様々な施策を推進してきたが、社会のあらゆる分野において性別による固定的役割分担や社会慣行は依然として根強く残っており、仕事と家庭の両立、女性に対する暴力の防止など男女平等参画社会の実現のために解決すべき多くの課題が残されている。

また、少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化に対応し、豊かで活力があり安心して暮らすことができる社会を実現するために、男女平等を基本として、自らの意思によって、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女平等参画社会の実現が重要となっている。

ここに、泉南市は、男女平等参画の推進を主要な政策として位置付け、男女平等参画社会の実現を目指すために、市、市民、教育関係者及び事業者が一体となって男女平等参画のまちづくりに積極的に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第１条 この条例は、本市における男女平等参画社会の形成に関する基本理念を定め、市、市民（本市の区域内に通勤し、又は通学する者を含む。以下同じ。）、教育関係者（学校教育、社会教育その他あらゆる分野の教育に携わる者をいう。

以下同じ。)及び事業者(本市の区域内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、男女平等参画施策の推進に関する基本的な事項を定めることにより、男女平等参画の推進を総合的かつ計画的に行い、もって男女平等参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。
- (3) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)又は配偶者であった者その他これに準ずる親しい関係にある者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校、地域等の社会的関係において、相手の意に反した性的な言動をすることによりその者の生活環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (5) 性同一性障害 生物学的な性と性の自己意識が一致しないことにより、精神的な葛藤を抱え、家庭生活及び社会生活における活動に困難が生じている状態をいう。
- (6) 性的指向 性的意識の対象が異性、同性又は両性のいずれかに向かうのかを示す概念をいう。

(基本理念)

第3条 男女平等は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的又は間接的に性別及び性的指向による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。

- (2) 男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人その他あらゆる人の人権についても尊重されること。
- (3) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼさないよう見直されること。
- (4) 市における政策又は事業者その他民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が平等に参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する人が、相互の協力と社会の支援の下に、共に家事、育児、介護等の家庭生活における活動を協力して担うとともに、職場、学校、地域その他の社会生活における活動に参画し、両立できること。
- (6) 男女平等参画についての取組は、国際社会における取組と密接な関係を有しているため、国際的動向に留意し、協調して行うこと。
- (7) 男女が互いに身体的な特徴についての理解を深め、健康の保持を図り、生涯にわたる性と生殖に関する事項について、自らが決定する権利が尊重されること。
- (8) 女性に対する暴力は、女性の人権に対する侵害であることから、女性に対する暴力が根絶されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）に基づき、男女平等参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「男女平等参画施策」という。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女平等参画を推進するため、あらゆる施策の策定と実施において、男女平等参画社会の実現に配慮しなければならない。

3 市は、男女平等参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と連携し、市民、教育関係者及び事業者と協力して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において積極的に男女平等参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第6条 教育関係者は、基本理念に基づき、男女平等参画の推進を図るよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たり、積極的に男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動等とを両立することができる環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めるものとする。

(積極的格差是正措置)

第8条 市は、男女平等参画の推進のため、市民、教育関係者及び事業者と協力して積極的格差是正措置を講じ、男女平等参画社会の実現に努めるものとする。

(市民等との協働及び活動の推進)

第9条 市は、男女平等参画を推進する活動を促進するため、市民、教育関係者及び事業者との協働を図るとともに、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性別等による権利侵害の禁止)

第10条 すべての人は、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的を問わず性別及び性的指向を理由とする権利侵害及び差別的取扱いを行ってはならない。

2 すべての人は、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

3 すべての人は、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

4 すべての人は、性同一性障害を有すること又は先天的に身体上の性別が不明瞭であることにより人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第11条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担を助長する表現、異性に対する暴力的行為を助長する表現その他人権を侵害する性的な表現を行わないように努めなければならない。

(せんなん男女平等参画プラン)

第12条 市長は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、せんなん男女平等参画プランを定めなければならない。

2 市長は、せんなん男女平等参画プランを策定するに当たり、第20条に規定する泉南市男女平等参画審議会の意見を聴くとともに、市民、教育関係者及び事業者の意見を反映させなければならない。

3 市長は、せんなん男女平等参画プランを策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、せんなん男女平等参画プランの変更について準用する。

5 市長は、毎年度、せんなん男女平等参画プランの実施状況等を公表しなければならない。

6 せんなん男女平等参画プランは、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定による市町村男女共同参画計画とする。

(附属機関等における委員の構成)

第13条 市は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満にならないよう努めなければならない。

(施策の策定に当たっての配慮)

第14条 市は、男女平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等参画の推進に努めなければならない。

(市民等の理解を深めるための措置)

第15条 市は、男女平等参画に関する市民等の理解を深めるため、広報活動、意識の啓発、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第16条 市は、男女平等参画施策の策定に必要な事項について調査研究を行うとともに、その成果を公表し、男女平等参画施策に反映させるものとする。

（苦情等及び相談の申出）

第17条 市民、教育関係者及び事業者は、市が実施する男女平等参画施策及び男女平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情、又は意見がある場合は、市長に申出をすることができる。

2 市長は、前項の苦情の申出に対し、男女平等参画社会の実現に資するように適切に対応し、処理するものとする。

3 市長は、第1項の苦情を処理するに当たり必要があると認めるときは、第20条に規定する泉南市男女平等参画審議会の意見を聴くことができるものとする。

4 市民は、男女平等参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合は、市長に対し相談の申出をすることができる。この場合において、市長は、当該相談の申出に対し関係機関と連携し、適切な対応に努めるものとする。

（推進体制の整備）

第18条 市は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

（拠点施設の整備）

第19条 市は、男女平等参画社会の実現に向けた施策を実施するとともに、市民等による男女平等参画の取組を支援するため、総合的な拠点施設の整備及び充実に努めるものとする。

（男女平等参画審議会）

第20条 本市に泉南市男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) せんなん男女平等参画プランに関し、第12条第2項（同条第4項において準用する場合も含む。）に規定する事項を処理すること。

(2) 第17条第1項の苦情の申出について、同条第3項の規定による市長の求めに応じ意見を述べること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が規則で定める。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際に現に策定されている男女平等参画社会の推進に関する計画であって、男女平等参画行動計画に相当するものは、第12条(第4項及び第5項を除く。)の規定により策定され、及び公表されたものとみなす。

(報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 報酬及び費用弁償条例(昭和31年泉南市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中「総合福祉センター運営協議会委員」の次に次のように加える。

「

泉南市男女平等参画審議会委員	日額 7,500円
----------------	-----------

」

せんなん男女平等参画プラン
令和3年度進捗状況報告書

2022 年（令和 4 年）7 月

発行：泉南市人権推進課

泉南市樽井一丁目 1 番 1 号

電話 072-480-2855 FAX 072-482-0075

E-mail jinken@city.sennan.lg.jp
